

## 資料 2

知的財産の創造、保護及び活用に関する  
推進計画について有識者本部員から  
提出された意見

## 目 次

資料 2 - 1 阿部博之本部員	• • • • • 1
資料 2 - 2 安西祐一郎本部員	• • • • • 6
資料 2 - 3 角川歴彦本部員	• • • • • 8
資料 2 - 4 川合真紀本部員	• • • • • 1 5
資料 2 - 5 久保利英明本部員	• • • • • 1 7
資料 2 - 6 下坂スミ子本部員	• • • • • 2 2
資料 2 - 7 中山信弘本部員	• • • • • 2 8
資料 2 - 8 野間口有本部員	• • • • • 3 8
資料 2 - 9 御手洗富士夫本部員	• • • • • 5 7
資料 2 - 10 森下竜一本部員	• • • • • 6 6

「知的財産推進計画」に盛り込むべき事項に関する意見書

平成 15 年 5 月 21 日  
総合科学技術会議議員  
阿部博之

別添の内容について、盛り込んでいただくようお願いいたします。

(別添)

(創造分野)

大学等における知的財産の創造を推進する

- ・政府は、大学が主体的に取り組む知的財産戦略等に対して、国からの資金的支援を拡充強化する。

知的財産に関するルールを明確にする

- ・大学は、民間企業との共同研究等における営業秘密等秘密情報の取扱い、知的財産の取扱い等について、ルールを明確化する。
- ・共同研究・受託研究の促進を図るために、企業側の営業秘密の保護と、大学の公共性等を両立させるという観点、及び研究者の発明の公知化を防止するという観点から、大学等における秘密管理の参考となるべき指針を策定する。

知的財産の創造を重視した研究開発を推進する

- ・民間企業の参加も得て、基礎研究段階からその研究成果の応用、技術移転に至るまで一貫して実施する研究開発をさらに推進する。
- ・第2期科学技術基本計画を踏まえて競争的資金を倍増する。

## （活用分野）

### 戦略的国際標準活動を強化する

- ・国の研究開発プロジェクト等においては、研究開発、知的財産権取得、標準化の一体的な推進を図る。推進にあたっては、以下の事項を行うこととする。

将来的に普及が期待され広く社会に影響を及ぼす可能性の高い、実用化・産業化を視野に入れた国の研究開発については、早期の段階から標準化戦略（ビジョン）を立てて取り組むこととする。

国の研究開発に関し、標準化戦略を視野に入れたプロジェクトについては、そのための活動の予算を確保する。また、必要に応じて、知的財産や標準化について知見を有する専門家を活用する。

公的研究機関や大学においては、研究開発に際して、専門家を活用するなど、標準化を視野に入れられるか等検討を行う。また、研究成果の普及の観点から標準化（規格作成）に積極的に取り組むとともに、研究開発の成果を国際標準化するための活動に主体的に参画する。

- ・国や企業の研究開発において、国際標準化を目指すにあたって、国内規格を国際規格へのステップとして戦略的に活用できるよう、国内規格の審議の迅速化を図るとともに、国内標準化活動と国際標準化活動の連携を強化する。

- ・戦略的な国際標準化活動の観点から、我が国と密接な経済関係にあるアジア諸国との国際規格の共同開発を行う等の連携強化を推進する。

- ・国際標準化が産業競争力に与える経済的効果の分析など標準化に関する研究を行う。

## 人材の育成

- ・企業や公的研究機関等の経営者・研究者等に対する標準化活動に関する研修を充実する。
- ・大学においては、ビジネスに直結する標準化教育の立ち上げを図る。特に既存の知的財産専門家養成コース、MOTコース等において、標準化に関する内容を取り込む。

## 民間の標準化活動を促進する

- ・標準化活動の重要性を普及啓発し、企業等のトップレベルにおける標準化活動の認識を高める。
- ・フォーラム規格の法的リスクを低減させるため、競争政策とバランスのとれたルールを整備し明確化する。ルールの整備にあたっては、国際的な調和が図られるよう各国の当局間での十分な連携を図る。また、事前相談制度の積極的活用を促す。

## （人材分野）

知的財産に重点を置いた法科大学院や専門職大学院、技術経営大学院の創設など、あらゆるレベルにおける知的財産法教育を推進する

- ・科学技術の研究成果の事業化を戦略的にマネジメントする人材を養成するため、技術系大学卒、技術者を主に対象として、文理融合による実践的教育を行う技術経営大学院 MOT（マネージメント・オブ・テクノロジー）プログラムを実施する大学に対して、財政的支援を行う。
- ・法科大学院においては、知的財産法教育を重視する
- ・広く知的財産に携わり専門家を目指す者に対して、実務、ビジネス、知的財産政策に係る教育を施し、国際的に通用する知的財産に強い専門家を育成する知的財産専門職大学院に対して財政的支援を行う。

## 資料 2 - 2

平成 15 年 4 月 25 日

知的財産戦略本部  
慶應義塾  
安西祐一郎

### 「知的財産推進計画」に盛り込むべき事項に関する意見書

知財戦略、とりわけ国際的知財戦略の策定と推進、および知財専門家の大量育成はわが国の急務であり、以下の政策案件につき、ぜひ「知的財産推進計画」に盛り込んでいただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 知的財産権が原則として機関帰属となるのであれば、とりわけ国際特許等のことを考慮すると、知財に関わる大学の申請、取得、維持、管理、運用にわたる費用は莫大なものになる。特に、私立大学にとっては、この費用負担は大学の財政基盤に大きな影響を与えることは論を持たない。他方、学生数にして全国の 70 数%を占める私立大学の活性化はわが国の知財戦略においてきわめて重要な意義を持つ。したがって、国家政策としての知財推進計画においては、私立大学を含めた大学の知財申請、維持、管理、運用等の入件費を含む費用負担について、国の補助金を十分に設定する必要がある。文部科学省「知財本部」予算は動いているが、大学全体の知財支援のためには焼け石に水である。この点に鑑み、「知的財産推進計画」において「大学の知財活動支援強化」の推進計画を策定すべきである。
2. 知財の取得、管理、運用等に関する専門家が払底しており、その育成が急務である。法科大学院は必修 90 数単位のうち基本的な法律関連が 50 数単位を占め、残り 30 単位程度の部分に知財関係のカリキュラムを十分に設置することはほとんど不可能であり、したがって育成の場となることは望めない。他方、知財専門家については、単に知財法や知財関連の狭い知識だけでなく、実業の世界での実践と広範な知識が必要である。また、これからのわが国には、知財の国際競争力強化と行政・企業・大学等での知財の国際戦略の策定・実施がきわめて重要である。これらの点に鑑み、国際的知財人材育成のために、国際的に通用する知識をもった MOT ( Management of Technology ) の専門家を養成する大学院レベルの「国際 MOT 専門家育成プログラム」を国公私立大学に設置する推進計画を策定すべきである。
3. わが国のネックは、特許等の申請件数というよりは活用の場が創られていない、ま

た創られにくい点にある。この、いわゆる「デスバレー」の問題を克服するには、企業実務から技術移転、インキュベーション、知財法務等を包括した戦略を構築するとともに、学生等にとっても包括的な実践経験を得られるような、実践的研究の場が必要である。そのために、大学における知財の処理を行うための文部科学省主管の「知財本部」等とは異なる、企業、大学、法務等の関係者が、学生を含めて実践と研究の場を共有できる「知的財産戦略融合研究センター」を、国公私大学に設置する推進計画を策定すべきである。

4. わが国の知財戦略において技術の国際標準を狙うことはきわめて重要であるが、国際標準化のための計画策定や交渉等は個々の企業、大学、学会等では困難な活動であり、国の支援が不可欠である。実際これまでにも、大きな影響力を持つと思われる技術の国際標準化については省庁等の支援がなされてきたが、省庁縦割りの支援が多く、あるいは場合によっては省庁間のぶつかりあいもあるかに見え、省庁を超えた国家戦略としての支援になっていない。こうした点に鑑み、わが国発の技術について省庁を超えた「国際標準化支援強化」の推進計画を策定すべきである。

平成15年4月25日

知的財産戦略本部  
本部員 角川歴彦

### 知的財産戦略推進計画に関する意見

知的財産戦略推進計画につきまして、コンテンツ産業の育成、強化を図るべく、以下のとおり意見を申し上げます。

#### 第1 プロードバンド(ネットワーク)上におけるコンテンツ著作権保護の強化

- 既に著作権法により、世界に先駆けて「公衆送信権」「送信可能化権」が整備されている。積極的にこれらの権利を活用・行使して解決をめざす必要がある。
- ネットワークでは匿名性が高く、侵害者の迅速な特定が困難な場合があることから、刑事手続の必要性が高い。
- ネットワーク上でのコンテンツ著作権の侵害事件では、損害賠償額の算定が極めて困難であり、権利行使に不都合が生じているので、法定賠償制度（実損害にかかわらず、法定された金額の範囲内で裁判所が認める金額の賠償を命じる制度）が必要である。

- 警察におけるハイテク犯罪捜査の体制を一層強化する必要
- 法定賠償制度の創設が必要（著作権法の改正）

#### 第2 技術的保護（制限）手段の保護強化の必要

- コンテンツを安全に流通させるには、技術的な手段によりコンテンツの無許諾複製・視聴等を防止・制限する必要がある。
- 既に著作権法及び不正競争防止法により、技術的保護（制限）手段に一定の保護がはかれている。
- しかし、以下のような問題が生じている。
  - 複製できない仕組みを持ったパソコンソフトや音楽ソフトをまるごとコピーするソフトウェアが公然と販売されている。
  - 複製できない仕組みを持ったDVDビデオのコンテンツを、パソコン上で複製できることを謳い文句とするソフトウェアが公然と販売されている。

権利者が安心してコンテンツを多様な方法で流通させられるよう、

- ・市場で採用されている保護技術の標準化を進める必要
- ・保護技術に反応しない無反応機器の規制、不正競争防止法における刑事罰の導入、規制対象行為の拡大など、技術的保護（制限）手段の法的保護を強化する必要（著作権法、不正競争防止法の改正）

### 第3 「日本ブランド」コンテンツ産業の海外への発展をはかる必要

日本のコンテンツ産業の海外発展をはかるためには、さまざまな施策が必要である。

#### 1 海外における海賊版対策を強化すべき

権利者が海外で積極的な法的手段を取る必要

「コンテンツ海外流通促進機構」の活動継続・強化が必要である。

政府間交渉

権利執行が成果を上げない制度上又は運用上の問題が相手国にある場合には、政府間交渉によって解決をめざす必要がある。

#### 2 「日本ブランド」コンテンツの真正品供給やライセンス供与を促進

海外進出をして、利益を上げられるビジネス環境を整備する必要がある。

（例）中国における上映用映画の輸入制限の問題

- ・中国には、上映用映画の厳しい輸入枠がある。
- ・輸入枠はハリウッド映画の独占で日本映画の入る余地がない。

権利執行の障害除去や市場規制の撤廃等につき、政府間交渉の強化をはかる必要

### 第4 コンテンツ製作者への利益還元する方策の必要

- ・コンテンツ流通のチャネルが多様化している。
- ・コンテンツを公衆に提供することにより利益を上げる事業でありながら、その利益からコンテンツ製作者への利益還元がなされておらず、不均衡が生じているケースがある。 （例）新古書店 中古店
- ・書籍、ゲームソフト、音楽、映像等コンテンツ産業の課題である。

コンテンツ再生産のため、コンテンツの公衆への提供事業による利益の一部を、  
コンテンツ製作者へ還元する方策が必要  
(著作権法改正の必要)

## 第5 映画コンテンツをさまざまな方法で活用する施策の必要

映画館での商業上映のみならず、図書館や公共施設で文化的価値の高い映画の上映が行われる。

映画コンテンツの利用促進のためによいことだが、権利者へのリターンがない。

現行著作権法38条1項

- ・非営利・無償であれば、著作権者の許諾なく映画の著作物を不特定多数の者に対して上映することを容認している。
- ・ビデオ、DVD等を利用し、最新の娯楽作品を含め、著作権者の許諾を得ない無償上映会が開催されている。

権利者に対価を還元させることを確保しつつ、映画コンテンツの多様な活用を促進していく必要  
(現行著作権法38条1項の改正の必要)

## 第6 義務教育における著作権教育の導入・強化

- ・インターネット等の発達により、誰もが創作者・著作権侵害の被害者となり、誰もが利用者・著作権侵害の加害者となる可能性がある。
- ・現実にも、若年者が知らず知らずに著作権侵害をするケースが増加している(特許権、商標権が事業者によってしか侵害されないと様相を異にする)

小学校を含め、若年時に基本的な著作権教育を行うことが重要

**備考：本意見書作成に当たって、次の各団体の意見を取り纏めて作成した。**

- ・社団法人 日本映画製作者連盟 会長 松岡 功
- ・社団法人 日本レコード協会 会長 依田 異
- ・社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会  
理事長 辻本 憲三
- ・社団法人 日本映像ソフト協会 会長 角川 歴彦

以 上

平成 15 年 4 月 28 日

知的財産戦略本部員 角川歴彦

## コンテンツ産業振興法（仮称）制定の提言

コンテンツ産業の育成・強化をはかるため、以下のとおり、コンテンツ産業振興法（仮称）の制定を提言いたします。

### （背景及び目的）

- ・ 知的財産の創造・保護・活用によって財貨及びサービスを生み出すコンテンツ産業は、雇用創出や輸出拡大等を通じて日本経済の再生に大きな影響を持ちうる有望産業分野の一つ。
- ・ 「日本ブランド」のコンテンツ産業の育成・強化をはかり、その国際競争力を増大させることが、日本経済にとって急務。
- ・ コンテンツ産業は、人々にエンタテインメントや知識・教養を提供することを事業とするものであり、他の産業分野とは異なる点が多いことから、知的財産基本法の精神に基づきつつ、コンテンツ産業に特化した振興政策を盛り込むコンテンツ産業振興法（仮称）の制定が必要。

### （概要）

次の 3 点を柱とする。

- 製作活動の促進** … 人材育成、製作への投資環境の整備等
- 流通の円滑化** … 投資者への利益還元手段を確保しつつ、コンテンツの多様な流通を促進
- 海外展開の拡大** … コンテンツ輸出の環境整備及びその障害除去等

以上

平成 15 年 5 月 16 日

知的財産戦略本部員 角川歴彦

## 「知的財産戦略推進計画」作成に当たっての留意点について

「知財立国」の実現のために、「コンテンツビジネスの振興」は重要な課題であるとの認識のもと、知的財産推進計画に盛り込むべき事項として、以下の点を要望する。

### 1 日本というブランドを向上する。

第 1 回本部会合で申し上げた「日本ブランドの向上」を具体的に実現するためには、東京国際映画祭などを活用した海外へのアピール、カンヌ映画祭などの国際賞受賞を側面支援するための財政支援、優れた文化芸術作品の創作に対する支援など多様な取組が必要です。また、映画、アニメ、キャラクター商品等をもとにしたブランドの確立には海賊版の取り締まり強化も重要な課題と思われます。

また、わが国の文化芸術活動を促進するため、政策的な投融資による措置も意義があります。

### 2 優れたコンテンツやクリエイターを見つけ出す。

知財立国を実現し、コンテンツビジネスを促進するためには、まず第一に優れたコンテンツを生み出すための仕組みを整える必要があります。具体的には、優れた「創作者（クリエイター）」を育成するために助成を行い、コンペティションなどを行い優れた映画やゲームソフトをはじめとするコンテンツや創作者を見出す仕組みを整えるべきです。また、海外からプロデューサーやクリエイターを招き、わが国のクリエイターなどを触発することも意義があります。

### 3 コンテンツ制作のための環境を整備する。

映像をはじめとするコンテンツ制作のための環境整備を促進するための施策を講ずるべきです。具体的には、創作者を育成するための機関における映像編集機材についての財政的支援、映画等のコンテンツ投資や劇場等に関する税制上の優遇措置、編集機器等のデジタル化促進税制、ポストプロダクション作業の支援等を講じるべきです。

また、地方自治体のフィルムコミッショングの野外撮影誘致活動に関する関連法規の規制緩和も含め、省庁、警察にまたがる横断的な支援や、建物の撮影使用について関係者の協力を働きかけたり、有用な建物等の情報を一括管理するための支援、東京国立近代美術館のフィルムセンター機能の強化が重要です。

#### 4 コンテンツの流通を促進する

優れたコンテンツは単に創作されるだけではなく、円滑に流通することが必要です。そのためには、コンテンツの流通のためデジタル技術を活用した仲介システムの開発など我が国経済に合致した流通市場作りや、映像コンテンツに関する権利・内容等の属性情報の整備などをはじめとする流通のためのシステム整備をすべきです。また、インターネットなどの新たな経路へコンテンツを流すため、権利処理等の必要な措置をとるべきであり、合意形成が難航する場合は、協議の場の設定や裁判制度などを柔軟に組み合わせた紛争処理指針の整備も必要ではないでしょうか。

また、既存のコンテンツの有効活用の観点も必要です。映像コンテンツの2次利用を進めるため、関係者間における権利処理のための協議の場の設置や、たとえば非営利組織を通じた教育番組の流通システムの構築などについて検討を行うこと、さらに文化遺産としてのコンテンツを積極的に活用するための、インターネットなどを使ったしきみの開発も意義があります。

地方において多くの有用なコンテンツが存在することから、これらの活用を促すため、自治体における知財本部設置の取り組みをはじめとする地域におけるコンテンツ制作・流通などの先進的な試みについて、積極的に支援すべきです。

#### 5 著作権制度の国際的な調和を図る。

著作権などを適切に保護し、コンテンツを海外も含めて広く発信するためには、デジタル化やネットワーク化への対応が不可欠です。そのため、現在世界知的所有権機関（WIPO）で検討が進められている「放送機関に関する条約」及び「視聴覚的実演に関する条約」の早期採択に向けての取り組みが必要です。

また、我が国の取り組みだけでなく、アジア諸国に対する各種国際条約（「著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）」や「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）」への加入等の外交上の働きかけも重要であり、引き続き取り組みを行うべきです。

#### 6 「コンテンツビジネス振興法（仮称）」制定

上記の実現を担保することを目的として「コンテンツビジネス振興法（仮称）」の制定が望ましい。

以上

## 資料 2 - 4

平成 15 年 4 月 26 日

「知的財産推進計画」に盛り込むべき事項に関する意見書

本部員 川合真紀

知的財産推進計画は、1) 知的財産の創造、2) 知的財産の活用（産業への展開）そして3) 知的財産の保護からなる。知財あっての活用であり、保護であることを忘れてはいけない。特に保護策については、知財を生む土壤が何であるかを十分に意識した上で、そのあり方を考える必要がある。「知的財産の創造」の観点から、推進計画策定の上で考慮すべき点をいかに列挙する。

### 1 知的財産が生み出される経緯

新しい発想、新しい発明を生み出すのは「人」である。人材育成は最も大切な事項であるが、人は閉鎖された空間で新しい発想や発明に至るのではなく、長年の科学技術により蓄積された知識に基づき、新たに発明された事柄に対する検証や、他者との意見交換などの作業を経て、物質や技術の発明に至るのである。世界中で科学技術の産物が厳しく保護されるような環境下では、情報の交換もままならず、技術開発の時間効率が著しく悪くなることが懸念される。特に、「最も基本的な発明」は知的財産としての価値が高いと同時に、次なる新しい発明を引き出す最高の刺激もあるので、この取扱いには留意が必要である。情報を人類全体の財産として開示しつつ、その権利を保護する方策を考える必要がある。

### 2 人材の流動性

科学技術分野では、人材の流動性は活性の維持に寄与するものとして歓迎されている。これは、前項に述べた知財を生み出す過程と関係がある。異なる発想を取り入れることにより、新たな発明に結びつくことがある。人的交流は新しい発明にはプラスに寄与する。大学等における発明の権利を、機関所属とする方向がうたわれている。発明は、発明者が居て、その所属機関が与えた環境があつて生み出されるが、環境は発明の方向とスピードをかえることがあっても、発明者なしには発明はあり得ない。今後益々、有能な人材は一つの機関に固定されることなく、同業の機関間を渡り歩くようになるであろう。そういう条件下では、発明者の権利を守ることも考慮する必要がある。アイデアは常に発明

者の頭の中から生まれるもので、所属が変わる度にそのアイデアを切り刻んでしまうのでは、効率のよい知財創造からは程遠い結果となる。**発明者には自由に自らの発明を発展されることを許す制度**が必要である。

また、人材の流動性を確保するには、流動を奨励するシステム設計が要る。研究者、技術開発者が一つの機関に終身所属する発想は前近代的である。人材交流を促し、かつ有能な人材ほど流動できるようにするには、雇用制度の見直しが必要であろう。私立大学や、民間企業から国立大学へ転職する際に。生涯給与が著しく損をするシステムを改善する必要がある。

### 3 知財保護と国際協力

我が国が産業技術立国としての地位を築くには、「模倣」産業があつたことを忘れてはいけない。先進国が、国際社会で一人勝ちしてた時代は終わろうとしている。それ故に知的財産の保護に、各企業が熱心にならざるを得ないのだが、一人勝ちの裏には、多数の負け国の存在が必要である。世界中が豊かな時代ということはあり得ないことではあるが、先進国の使命として発展途上国や先進国となりつつある国との関係にも留意すべきである。保護策と平行して、発展途上国が技術力につける手助けとなる方策も必要であろう。

平成 15 年 5 月 6 日

知的財産推進計画に関する意見書

本部員 久保利英明

知的財産推進計画に盛り込むべき内容について、本書面の提出をもって、意見を陳述いたします。

1. 知財に関する権利保護と人材育成のために推進計画に盛り込むべき事項

1) 知財ロースクールの必要性と法科大学院設置認可手続きの改革

現在、法科大学院の設置認可申請期限を本年 6 月末に控えて、文部科学省においては既に専門職大学院設置基準要綱を定め、法科大学院の基準も既存の大学院制度を前提にそれに準ずる形で確定しつつある。文部科学省が本年 2 月 12 日に発表した専門職大学院設置基準要綱「第七 法科大学院に関する事項」によれば授業科目の開設は文部科学大臣が別に定めるとした。この定めに該当する「法科大学院の設置に係る告示に関する事項」によれば、授業科目は法律基本科目（公法系科目、民事系科目、刑事系科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）とされており、法科大学院は上記の各科目全般にわたって適切に授業科目を開設することが定められている。年間履修単位の上限が 36 単位に押さえられ、3 年コースの最低履修単位数は 93 単位とされる。現在進行中の評価基準では法律基礎科目 54 単位、実務基礎科目 5 単位が必須とされる予定なので、基礎・隣接、展開・先端科目全般にわたって適切に開設するすれば、先端科目の一部にすぎない「知財」に特化した法科大学院の設立は否定されざるを得ない。

しかも、文部科学省の求める設置認可申請書や添付書類の書き方についての留意事項を見る限り、既存の大学法学部を設立母体とすることが当然とされ、旧来の大学設置認可制度や法学部の教員審査基準が前提とされている。これでは理工系の大学が産業界や法曹実務家と連携して科学的素養を背景に持つ法曹養成のための法科大学院を設立することは事実上不可能であろう。しかも実質的に設置認可を左右する法科大学院特別審査会や分科会のメンバーも、卒業生の受け入れ側である法曹実務家や、そのまたエンドユーザーである国民各層（当然産業界や労働団体を含む）が多数を占める構想とはなっていないようである。

しかし、法科大学院の創設は単に法学部の問題ではなく、日本の未来を賭けた多分野にわたる高等教育の在り方に関わるものである以上、縦割りの学部意識にとらわれた制度であってはならない。

知財推進計画の中に

法科大学院の設立認可手続きを規制緩和・簡素化し、理工系大学にも設置が可能となるような基準に改変すること

教員資格について、基礎法学以外の科目については、法学部の教育経験と切り離し、実務経験そのものを重視する設置認可基準とすることを盛り込むべきである。

さらに、法科大学院卒業生の輩出時から開始される新司法試験の在り方については司法試験管理委員会の下で「新司法試験調査会」が設置され、研究が開始されたところであるが、選択科目の試験の在り方について、当本部としてコンテンツ・IT・バイオを含めた国家戦略としての知財の重要性を反映できるような議論を求めるべきである。

本格的な知財ロースクールが多数、設立されなければ技術的素養に精通した知財法曹は大量に養成されないし、知財法曹のいないところに一審知財部の充実もあり得ない。鍛え上げられた知財法曹が不在なら多数の優れた知財裁判官の給源もない。CAFC（連邦巡回区控訴裁判所）のような知財専門高等裁判所を創設することも出来ない。ナイナイ尽くしの知財戦略に終わってしまう。極言すれば、過剰規制の法科大学院設置認可制度は知財国家戦略の阻害物である。当本部は、自由で多様性のある法科大学院の設立を可能とするよう提言すべきである。

## 2 ) 法科大学院設立と法科大学院生への奨学金等への財政支出を抜本的に増大させるべきである。

我が国が欧米、就中、米国と比較して最も劣っているのは、多様な高度専門教育を受けた人材の不足にある。我が国において、国家を維持する基本的インフラとしての司法や行政、さらには民間企業に欠落しているのは法律と科学技術、法律と会計、法律と医学、法律と経営など多様な専門知識を併せ持つ人材である。経済に対する活性化の施策として、財政の出動が期待されているが、もはや土木・建設などの公共投資は国民からの支持も得られず、その必要性もない。若年や中高年に技術を学ばせるための投資は巨額に上っているが、企業にとっても国際競争力の観点から、今やこうした労働力の必要性は減少の一途である。激しい国際競争の中で、今、真に求められているものは理工系の知識を有しながら法律専門家としての技能を有するパテント・アトーニーや、外国語を自由に駆使して国際的な交渉や取引をまとめ上げるプロフェッショナルな人材である。

昨日（5月5日）のアサヒ・コムは都道府県が農家に融資する事業に対する農林水産省の予算が最近4年度にわたり予算執行率は1%を切り、1000億円が余っていると報じた。また、4月27日付日経新聞は経産省や厚生労働省が若年層の職業訓練のために、民間の人材会社に、一人当たり100万円を想定する職業紹介、訓練を業務委託し、事業費として、3年間で1兆円の予算請求をすると、報じている。

しかし、こうした公共投資から得られるものは国家戦略としてみたとき、はなはだ不確実である。職業につく努力も、労働する意欲も今まで持っていた若年者一人一人に、100万円を負担しても、優れたIT技術者や介護の技能者が育成できるかどうかは疑問が残る。それに比較して、厳しい入試まで突破して法曹になる意欲満々の法科大学院の学生一人について、同額の年間100万円の財政支援を行ったとして一学年3000名、全員が3年制としても、年間90億円にすぎない。これで恐らく授業料負担は半額以下になる。一学年5000人に上ったと150億円である。これを法科大学院が軌道に乗るまでの10年間、支出し続けるとしても900億円から1500億円にすぎない。前述の農水

省にたまっている1000億円でほとんどまかなえる勘定ではないか。司法修習生の年間俸給についても一人300万円程度にすぎないから司法試験合格者が300人になつても年間90億円にすぎない。十年もして法科大学院が充実してくれれば米国並みに研修所を廃止しても良いだろうから、公的支出はどちらもゼロになる。10年後にこれらの法曹が支払う国税、地方税がいくらになるかなどというケチな計算をしなくても、こうして育った法曹が国民のために、企業のために、国や地方公共団体のためにどれほど役に立つか想像も出来ない。知財法曹の不足も一挙に解消しているだろう。小泉改革が米100俵の精神からスタートしたことを考えたら、これほどその思想に忠実な米の使い道はないはずだ。

## 2. 音楽を含めたコンテンツ産業の振興についての補足

前回の意見書で予告したコンテンツ産業の振興策について補足する。

我が国の製造業にかけりが見え、不良債権処理の遅れもあって元気のないように見える日本経済であるが、日本のグローバルな文化的なパワーはむしろ力強さを増している。宮崎駿のアカデミー賞受賞や世界60ヶ国で放送されているポケモンに代表されるアニメーション、新しいルイヴィトンバッグのデザインに見られる村上隆のファッショニ性、プレイステーションや任天堂のビデオゲーム、アジアで大人気のJ-ポップと呼ばれる女性歌手達など、日本文化の世界的広がりは枚挙にいとまがない。

中央公論5月号は日本文化立国論を特集し、その中の「世界を闊歩する日本のカッコよさ」(ダグラス・マックレイ)は日本がナショナル・クールという新たな国力を発揮する可能性を論じている。しかし、同じ特集の対談「現代日本のアニメがアメリカの大人を変える」の中で、評論家岡田斗司夫は「ハリウッドと日本の大きな違いは、日本は成功してもプロデューサーになりたがらないことです。ルーカスもスピルバーグも今ではプロデューサーとしての活動のほうが多い。日本では宮崎駿も押井守も庵野秀明も監督であり続ける。」「日本のシステムは現場とプロデューサーを分離しすぎています。さらにコツコツ職的な仕事をする人を崇拜する伝統が、江戸時代以来続いている。レストランのオーナーよりコックが尊敬される国なんです。」と、日本のアニメーション作家の職人性を強調した上で「現実には著作権は作り手より管理する会社やプロデューサーの利益になることが多い、クリエーターの権利を保護しているわけではない。ヤマトの権利を松本零士さんが持っているわけではないし、富野由悠季さんも機動戦士ガンダムの権利を持っていない。すべての表現者にとって著作権法は有利に作用していない。管理会社を肥え太らせてるだけです。」と、本来、アニメ産業に理解を持っているはずの人物までが、現状では表現者の権利保護にとって著作権の有効性を否定していることはコンテンツ産業の将来にとってゆゆしいことである。コンテンツ・プロデューサーの創出、権利確保を行い、ITやプロードバンドにおけるコンテンツ流通を促進し、コンテンツ利用の多様化を推進すると共に、コンテンツビジネスによってプロデューサーが得た利益をクリエーター達に還元させるためのスキームを作りあげることが必要である。そのために必要な著作権の改正や、権利処理機構の創設・充実を実現すべきである。

平成15年5月19日  
知的財産推進計画に関する意見書

本部員 久保利英明

知的財産推進計画に盛り込むべき内容について、本書面の提出をもって、意見を陳述いたします。

**1. 知財に関する権利保護と人材育成のために推進計画に盛り込むべき事項**

**1) 特許の審査請求から6月以内に審査を終了する**

知的財産保護の強化目下の急務である。既に当本部員は4月8日付けの意見書において特許審査迅速化法の制定を提言したところであるが、本意見書を以てさらに論旨を補足する。

現在世界各国は知的財産権を強力な武器として経済戦争を繰り広げている。ビジネス上の戦いとは言っても、敗者は勝者の技術的支配下に入らざるを得ず、勝者を凌駕する業績を上げることは出来ない。結果的に知的財産権で優位に立った企業を多数有する国家は経済的勝者となり、持ち得なかった国家は衰退の一途をたどるのであり、血を流さない戦争が始まっているとも言えるのである。翻って我が国の特許審査の状況を見れば、審査請求から審査終了まで2年近くもかかっている。訴訟迅速化法によって、現状を改革し、迅速化を推進しようとしている我が国の裁判よりも更に遅延した状況にある。従って政府は現在滞留している膨大な審査未了案件を一掃し、国際的な水準の審査期間を実現し、我が国の企業が審査の遅延により知財戦争の敗者となることを回避しなければならない。そのためには様々な措置が考えられるが国家戦略としての知財の重要性に鑑み、審査官などの人的体制の強化、先行技術調査機関の育成・活用などに集中的な財政措置を講ずることが不可欠である。

**2) 法科大学院設立と法科大学院生への奨学金等への財政支援の方法として税制の改革を行うべきである**

「我が国が米国やEUと比較して最も劣っているのは、多様な高度専門教育を受けた人材の不足にある。我が国において、国家を維持する基本的インフラとしての司法や行政、さらには民間企業に欠落しているのは法律と科学技術、法律と会計、法律と医学、法律と経営など多様な専門知識を併せ持つ人材である。」として前回5月6日の第2回意見書において法科大学院設立と法科大学院生への奨学金の付与について、財政支出の重要性を論述したところである。本意見書においては国家財政からの支出のみならず税制上の措置によって法科大学院や法科大学院生への金銭的支援を優遇する措置を講じるべきであることを補足論述する。

海外とりわけ米国のロースクールを訪れた人であれば誰でも気がつくことであるが、米国のロースクールの経営は州立であれ、私立であれ、多くの一般私人からの寄付によって成立している。巨額の大学の運用資産、図書館や大ホールなどの施設、学生への奨学金等

は個人の寄付によって形成されたものである。だからこそ図書館や学生ホールのみならず、一つ一つの教室にまで、寄付者の名前が刻まれており、これらの寄付者の肖像や名前を記載したプレートが所狭しと表示してあるのである。しかし、米国人が単に教育や文化に関心が高く、顕彰されたいという名誉心が日本人よりも飛び抜けて強いわけではない。この差をもたらしているのは、日米の個人献金に対する税制上の取り扱いの差に他ならない。

我が国の税制において寄付金について税額控除を受けることは住宅借入金控除等の例外を除いてはほとんど不可能である。学校法人については所得控除の規定が所得税については適用されるが地方税での所得控除対象としては原則、認められていない。企業からの寄付も税制上のメリットはほとんど無い。平成14年4月の総合科学技術会議での尾身孝次大臣の発言や調査に依れば、米国の大学ではこうした寄付を基にしたエンダウメントと呼ばれる基金がハーバードで2兆円、MITで約1兆円である。慶應は200億円といわれているがそれでも日本ではダントツだ。こんな財政状態では米国型のロースクールに匹敵する法科大学院は創れない。根本的な税制改革が必要である。

## 2. 音楽を含めたコンテンツ産業の振興のための税制改革

何度も意見を開陳しているが、日本の漫画、映画、アニメ、ゲームソフトなどのコンテンツは世界各地で高い評価を受けている。インターネットの発展やブロードバンドの急速な進展で今後日本の基幹産業として飛躍することが想定される。すなわちコンテンツの著作権の売買が盛んになると思われる。にもかかわらず、我が国の税制では著作権は減価償却資産として認められていない。「著作権は時の経過による価値の減少が認められないから」というのが税務当局の公式見解だというのだが、時間の経過と共に著作物としての商品価値、流通価格に変動があることは当然ではないか。同じ著作物であるコンピュータソフトは減価償却資産として法人税法施行令13条8号に記載されているのに他の著作物は対象とならないというのは何故だろうか。期間に若干の差はあっても、アニメも漫画も皆ソフトウェアと同様に減価するのである。税務上、減価償却できないのであれば、企業は損金として一括費用処理せざるを得ないが、費用として損金処理をし続けることもまた、合理性に欠けるように思われる。すべては税制自体が知的財産権のなんたるかを全く理解していないための矛盾である。早急に改正されることが望まれる。

## 追加

要望事項 以下の点について是非格別のご配慮を賜るようお願い致します。

（各省間調整の公開についての要望）

推進計画策定については、府省の関係者間においてさまざまな内部討議がなされていると推測されるが、国民各層の間で知的財産権に関する議論が活性化し、知財問題が国民自身の問題として理解される必要がある。そのためには、計画案についての論議の経過が明らかとなることが望ましい。については、各府省と知財事務局との交渉のプロセスを、是非、官邸のホームページで公開して戴きたい。

平成 15 年 5 月 2 日

知的財産戦略本部委員 下 坂 スミ子

## 知的財産推進計画に関する意見

大変遅くなりましたが、知的財産推進計画に盛り込むべき事項・提言につき、下記のとおり意見を提出いたします。

### 記

#### 1. 知的ロースクール（仮称）の創設

知的財産を核とした産業の活性化を図るためには、世界に通用する知財人材、とりわけ、知財代理人の育成が重要かつ急務である。

4月18日開催の第2回知的財産戦略本部会合において述べたように、従来型の弁護士も弁理士も、世界に通用する点において、共に不十分であり、新しく創設される法科大学院制度もまた、現在施行が予定されている内容からみて、知財に関しては、いささかも現状を変え得るものではない。

「鉄は熱いうち打て」という。理工系の学生が、法律に向かないなどというのは間違った社会観念である。現に米国のパテント・アトーニーは理工系である。知財ロースクールは、大学理工系学部卒業者を対象として、若い彼らに、一般法、特別法、実務科目、語学、外国法等々の知的財産に関して必要なもの全てを集中して履修させることにより、彼らを知財専門家に育て上げることを目的とする。知財ロースクール卒業者は、「知財司法試験」（仮称）を受け、「知財ロイヤー」（仮称）の国家資格を得る。知財司法試験を受けない卒業者は、その知識を持って知財専門家として各分野において活躍する。

また、過渡的観点からは、現行制度において特定侵害訴訟代理人としてのいわゆる付記弁理士が誕生するが、この付記弁理士を知財ロースクールに編入する等の方法により、知的財産関連訴訟における完全な形での訴訟代理権を与える道を開く。

#### 2. 知的財産専門裁判所（特許裁判所）の設立

##### （1）知財裁判所および裁判官

民事訴訟法改正法案のよう東京地方裁判所・大阪地方裁判所・東京高

等裁判所の専属管轄化は、事実上の特許裁判所を構成するのであるから、更に一步を進めて人事権限も持った知的財産専門裁判所（特許裁判所）を設立し、技術的バックグラウンドを有する人材を裁判官として採用する。このことにより、国民の知財裁判に対する迅速性と的確性という2つの期待は満たされることになる。そして、この技術的バックグラウンドを有する知財裁判所における人材とは、知財ロイヤーを指す。

現在の裁判においては、裁判官の技術面を支える者として、調査官の活用や一部改正法案が上程されている民事訴訟法による専門委員による手当て等が図られている。しかしながら、これら調査官、専門委員は評決権を有しないから、それらの者の意見がどの程度判決に反映されるのかについては外からは見えず、国民の知財裁判に対する期待には応えるに至っていない。迅速かつ的確な知財訴訟の解決のためには、技術的知識のみならず、各国の知財法制を含む知財知識や実務や語学等々が不可欠であり、それ故、知財ロースクールを卒業し、知財司法試験を経たものが裁判を行う方向に転換していく。

## **(2)過渡的段階としての技術系裁判官の導入**

知財ロースクール卒業者による知財ロイヤー輩出までには一定の時が必要となる。そこで、それまでの過渡的段階として、裁判の評決に参加できない調査官や専門委員に代え、或いはそれらに加え、専属管轄裁判所或いは知的財産裁判所において、裁判の評決に参加可能な技術系裁判官を導入する。この給源としては、特許庁の審査官・審判官、大学教授、弁理士等の登用を図るなど技術と法律の双方に精通した人材の活用を図る。

## **3. 地域中小企業の知的創造サイクルの拡充**

### **(1) 知的財産の創造：地域産学官連携の抜本的拡充**

国家理念である知的創造サイクルの活性化は、日本国全地域における活性化へのいぶきなしには遂行し得ない。しかしながら、地域中小企業のイノベーションは、昨今、停滞の度合い深め、現状ではアジア諸国への親企業移転と相まって、産業集積の更なる空洞化が懸念されている。

このため、地域産学官連携体制を抜本的に強化し、地域の大学等の研究開発テーマを地域中小企業に関連のあるものに集中する必要がある。また、中小企業への技術移転を含め、地域中小企業のイノベーションを増進するため、地域の大学における知的財産本部の強化を急ぐべきである。

### **(2) 知的財産の保護：地域中小企業を念頭に置いた知的財産訴訟支援スキームの創設**

地域中小企業は、知的財産権に関し、侵害を受けても、侵害の事実すら分からず、また、訴訟遂行能力が不十分なため、結果的に、地域中小企業の知的財産権は侵害され放題の状況である。

このため、地方公共団体の関連機関が、大企業製品や海外製品等による特に著しい侵害に対して、中小企業に代わって、訴訟を代行するか、又は、中小企業の訴訟費用の一部を負担するような制度を確立し、これに対して、国も支援を行うべきである。

### （3）知的財産の活用：知的財産信託特別法の制定

地域中小企業は、大企業と異なり、知的財産の管理・活用を行うにも、能力的にも難しく、不利な立場に置かれている。中小企業の持つ特許、地域ブランド等の知的財産権を有効に管理・活用することができれば、知的財産立国が底辺から強化される。

このための解決策としては、中小企業から知的財産権の信託を受けて、その管理・活用を行う機関が必要である。この場合、既存の金融機関等で、知的財産権の理解ができるとは考えられない。それ故、各地域の地域技術高度化センター等、地域企業を振興する機関に弁理士等の専門家がジョイントし、これに対して、知的財産権の信託が可能となるような特別法を制定するべきである。

また、信用力に乏しい中小企業については、信託された知的財産権を担保とした資金調達も可能となるよう、特別法による措置を含めて検討するべきである。

### （4）審査・審判体制の整備強化

活用が迫っている特許出願等を対象とした面接まとめ審査の増強を行うと共に、面接機会の少ない地方の中小・ベンチャー企業等を対象とした地方面接（巡回審査、巡回審判）を推進する。

出願人による早期審査、面接審査、情報提供の活用に資するため、審査予定案件、審査開始時期等の審査計画情報を提供する。

先端医療等の先端技術の審査・審判、国際的な審査協力の推進等のため、審査官及び審判官の学会派遣や研修等を強化する。

### （5）実用新案制度等の見直し

現在の実用新案制度では保護されず、特許を活用せざるを得ないコンピュータ・ソフトウェアや方法に関する技術についても、実用新案制度による迅速・簡便な保護の選択肢を与え、ライフサイクルが短い技術や、短期間に模倣品が

出回る技術の十全な保護を図る。このために、（ ）保護対象の制限（物品の形状、構造、組合せ）の撤廃、（ ）保護期間の延長、（ ）特許と実用新案間の変更等、実用新案制度の所要の見直しを行う。

#### 4.大学知的財産本部に対する支援

知的財産創出の最後のフロンティアと考えられる大学に、産学官連携による知的財産本部を設立することは、多くの解決すべき課題を伴う。民間企業と大学側の研究テーマの設定（ニーズとシーズ）、研究者とその補助者として関与した学生への配慮といった権利帰属・利益相反問題、技術移転をスムースに行うための契約のあり方といった課題を解決するためには、企業知的財産部関係者、技術者、弁理士、弁護士、知財学者といった知財の専門家が非常勤職員のアドバイザーあるいは役員として相互に協力できる体制を構築しなければならない。そのためには、従来の官主導による縦割り行政的な対処方法ではなく、中立公正な横断的組織が、人材関与のあり方のモデルケースを提案していくべきであり、その検討を行う組織の設立など知的財産戦略推進事務局が指導的役割を果たしていくべきである。

#### 5.日本版 ITC（国際知的財産取引委員会（仮称））の導入

関税定率法の改正によって特許権等の侵害物品に関する認定手続の実効が図られることになり、これに関連して税関長から特許庁に対する意見照会手続も導入されることとなった。このような措置が取られた背景には、税関では特許権侵害物品の判断が実質的に困難であるという状況がある。

これに対し、米国の国際貿易委員会（ITC）は、（1）不公正な行為により米国産業が実質的な被害を受けているかの決定、（2）輸入増加により深刻な打撃を受けている米国産業を救済するための大統領への勧告、（3）貿易、関税について調査、研究を行い輸入水準を監視するという3つの目的のために、300人以上のスタッフを擁する準司法機関として1916年に設立されている。ITCは、とりわけ知的財産権侵害物品について、（4）侵害物品の輸入・輸入に係る販売を不正行為と規定し、（5）立証要件を緩和し、（6）被害要件を免除するといった緩和策をとっている。しかも、（7）調査開始から45日以内に決定を下し、（8）裁判管轄が異なる複数の者を1つの手続で提訴可能とし、（9）ITCの管轄権を物品自体に置いて、各裁判所の人的管轄権の及ばない者の輸入する物品についても調査を可能とするなど、徹底した国内産業保護、プロパテント方針を貫いている。

わが国においても、国策としてのプロパテントを推進する一環として、輸入物品が特許権侵害に当るか否かを迅速に判断し、侵害物品の排除、行為の停

止を命じる権限を有する米国の I T C のような準司法機関を設立すべきである。

## 6. 日本人の知財マインド転換に対する啓蒙

戦後長年に亘り、日本人は製造業をベースにキャッチアップに精力を傾け、大企業と中小企業の系列の下に、大いなる日本国の大繁栄をもたらした。しかし、このことは、泣く子と地頭には勝てないという中小企業のマインドを形成した。また、他方、日本人は「見えない価値」に対する評価が他国に比して非常に低いという特色を有し、「サービスは只」の観念が根強く染み込んでいる。知財の時代にあっては、無体財産である他人の創作、他人のブランド、他人の権利、サービス等々の見えない価値に対する尊敬の姿勢が必要であり、従来からの「真似どく」や「便乗」の姿勢を正す必要がある。それ故、これらを国民の間に醸成し育成するため、一大キャラバン隊を作り、キャッチフレーズを国民から募り、賑々しく一大キャンペーンを張って、国の隅々に啓蒙していく必要がある。

## 7. 知的財産に関する行政情報公開の拡充、利便性の向上

特許庁 I P D L や文部科学省、地方公共団体等が有する様々な著作権情報のデータベース等、知的財産に関する行政情報公開を拡大し、利便性を向上する。

## 8. 國際的な知的財産の保護及び協力の推進

### （1）世界特許システムの構築に向けた取組みの強化

わが国の審査結果を海外に発信し、三極間での審査協力や修正実体審査の受け入れを推進するために、三極特許庁間において審査関連情報を相互にアクセスできる情報ネットワークやアジア産業財産権情報ネットワークの構築を推進する。

### （2）デザインの国際的保護のための審査協力等の推進

わが国で創作されるデザインの国際的保護を図るとともに、わが国の審査結果の他国での有効活用により出願人の負担を軽減するため、アジア諸国等に対する審査協力や体制整備のための協力を推進する。

### （3）商標の国際登録制度の利用促進

商標の国際登録制度（マドリッド・プロトコル）は、商標の国際的な権利取得を容易にする制度であるため、二国間・多国間交渉や、 W I P O ジャパン

ファンド等の各種枠組みを用いて、加盟が遅れているアジア太平洋諸国の加入を働きかけるとともに、わが国出願人による利用を促進する。

#### **( 4 ) 機械翻訳機能の充実**

わが国の審査関連情報が他国の審査において有効に活用され、わが国出願人の権利取得の迅速化、翻訳負担の軽減に資するため、英語への機械翻訳機能を充実する。

以上

## 知的財産戦略計画への意見

中山信弘

## ・総論

## はじめに

現在知的財産制度の強化が叫ばれているが、それが必要とされる理由は二つあると考える。その理由は、一つには情報化社会の必然的要要求であり、他の一つは現在の逼塞した経済状況からの脱却の道具としての活用である。

情報とは侵害に対して極めて弱い存在であり、情報化が進行し、情報が重要な財になるにつれ、情報の法的保護への要求は強まってきており、それは知的財産制度の強化を意味する。また現在の経済の低迷は構造的なものであり、これから脱却には、産業構造を変革する必要がある。従来型の物つくりの成功物語は最早通用せず、情報を重視した産業構造に変えなければならず、しかも情報化ではアメリカに遅れをとつており、早急な変革が必要である。情報化という世界の大きな流れと、経済再建という短期的な要求との双方を睨みながらの知的財産制度改革が必要である。

以上のような観点から、短期的に直ちに強力に取り組むべき施策と、知的財産も含めた法制度を全体的に考察して長期的な展望のもとに取り組むべき施策とを分けて考えるべきである。

まず全体的考察の必要なものとして、私法ないしは法全体に関わる問題、あるいは裁判制度の根幹に關わる問題を挙げることができる。法あるいは裁判制度というものは、全体で統一のとれた存在であり、そこには自ずと統一した理念が存在している。それであるがゆえに、法学はローマ以来の長い間学問として成立している。勿論、理念も時代により変転するものであり、この世界の大きな変革期にあたり理念も再検討すべき時期に来ているのかもしれない。ただ、その基本的な理念の変更する場合には、近視眼的に知的財産の分野のみを見るのではなく、法全体・裁判制度全体をみて、その基本的な理念を十分に議論し、理念自体の変革を試みるべきである。たとえば特許法の損害賠償に関する規定は不法行為法の根幹に關わる基本的な問題であるために、昭和34年法の現行規定を設ける際には、我妻栄・兼子一というその時代を代表する民法学者・民事訴訟法学者が深く関与していたことに思いを致すべきである。

## 三倍賠償の例

全体的検討が必要とされる例として、損害賠償制度について考えてみる。三倍賠償制度・懲罰賠償制度はアメリカの制度であるが、それは知的財産に限定された制度ではなく、アメリカの不法行為法、あるいは法に対する国民の意識の根幹に關わる制度である。つまりアメリカの制度は、民事と刑事の峻別の上に成立している大陸法系とは不法行為法の基本理念を異にし、法の実現における私人的役割を重視している制度である。これは知的財産だけの制度ではなく、法あるいは裁判についての歴史的な経緯に基づいているのであり、アメリカの法システムの基本とも連なる問題である。これは不法行為法における法システムとして、アメリカ法系と大陸法系のどちらを選択するかという大問題であり、それは法に対する国民の意識の変革をももたらす大きな問題である。つまり、これはひとり知的財産法の問題に留まる問題ではなく、直ちに他にも波及する。例えば、独禁法、製造物責任法、医療過誤等々にも波及することは容易に推測がつく。

アメリカの三倍賠償制度は、一方では「侵害しそく」という傾向に釘を刺すものであることは確かであろうが、当然のことではあるがあらゆる制度はプラス面とともにマイナス

面が存在する。アメリカでは、前述の通り、法の実現における私人に期待されている役割がわが国とは異なり、三倍賠償制度にはそれなりの存在価値があり、支持を受けているものの、あまりの高額の損害賠償額のために正常な経済活動を妨げられるという側面もあり、経済界からの反発もある。しかしあが国は従来そのような制度を有していなかったため、三倍賠償制度は単に損害額の引き上げの道具としてのみ認識されており、制度のもつてゐる本質的意義についての議論はほとんどなされていないし、また弊害についての十分な検証もなされていない。

仮にわが国の知的財産法に三倍賠償制度を導入するとするならば、単に知的財産法の狭い分野だけの議論ではなく、以上のような点を十分に踏まえて幅広い議論する必要がある。そうでなく、十分な議論なく、単に損害賠償額を引き上げたいという短期的な目的だけで、知的財産法に限定された範囲で三倍賠償制度を導入したならば、後世の批判を浴びるであろう。単に損害賠償額の引き上げを狙うのであれば、現行不法行為法の枠内でも十分可能であると考えられ、現に一昔前と比較するならば、損害額は見違えるほど高騰している。民法学の世界においても、情報侵害における損害額とは何を意味するのか、規範的損害賠償論をもちこむことはできないか、という点の議論はほとんど行なわれておらず、そのような議論の積み重ねにより、どの程度までの損害額の向上が見られるのか、という検証が先である。

またわが国においても、従来とは異なり、現在の損害賠償額は高額化しており、これの三倍となると、どのような影響が出るのかという点の検証も必要である。わが国では十分な検証はなされていないが、アメリカでは、例えば製造をせずに訴訟で稼ぐ企業、あるいは弁護士が現われたり、あまりの高額の賠償額のために経済活動の予測が困難となり、かえつて経済活動の妨げとなる側面もあり、国家全体としてのロスもみられる。かなり前になるが、アメリカの著名な財界人であるアイアコッカ氏はその講演で、アメリカの訴訟はビジネスになり、そして今やギャンブルになってしまった、という話をしていた（直接的には知的財産の話ではないが、三倍・懲罰賠償の話の中の一節である）。損害賠償制度が有する侵害抑制効果だけではなく、その与える経済的側面も十分に検討すべきである。

#### 裁判制度の例

長くなりすぎるので詳細は避けるが、裁判制度についても同様であり、全体的考察が欠かせない。世界中のどこを見ても、知的財産と他の裁判とで隔絶した制度をもっている国はなく、その国なりの統一の取れた司法制度を有している。それだからこそ、統一の取れた司法運営が可能となるのであり、知的財産だけが特殊な制度をもつと、例えば医療過誤、原子力事故、建築紛争等々が勝手な制度を主張することになり、司法が統一のない恣意的な制度になってしまう。

世界には特許裁判所（知的財産裁判所）と名の付く裁判所をもっている国もあるが、その成り立ち、存在理由、機能、管轄、実効性等は、各国で皆異なっている。勿論、知的財産の有する特殊性も存在するため、その点も考慮しつつ、統一の取れた制度の構築が重要である。法律というものは、平仄をとることが最も重要であり、これは司法による正義の実現とも関係している。世界各国には、一見すると特色あるように見える裁判制度も存在するが、すべて、その国の法体系、歴史的由来と深く関係しており、それらから隔絶された制度ではありえない。わが国は現在、司法制度の改革が進行中であり、その全体的変革と平仄をとりつつ、その中で知的財産の特色を出すべきである。

#### ・各論

知的財産制度の改革のすべてが、前述のような国家的大系の下にある作業という訳ではない。むしろ知的財産に固有な制度のほうが多く、それらについては、従来の因習に囚われずに、大胆な改革をすべきである。これらについては体系的な問題ではなく、むしろケースバイケースで最善を模索すべき課題であり、以下、各論として私が考えている諸点につき述べる。

### 特許審査の促進と質の確保

訴訟も重要であるが、数からすれば、訴訟まで行く事件は極めて小数であり、先ずは審査期間の短縮と審査の質の確保が、特許制度（産業財産権制度）にとって喫緊の重要課題である。そのためには、法改正、特許庁の機構改革、職員の志気の向上等も重要ではあるが、根本的には審査官の大幅増員が欠かせない。後述する税関も含め、基本的には職員の数が絶対的に不足しており、この解消なくしては抜本的な解決にはならない。公務員の総定員削減のなかで、知的財産の分野だけを見ていると増員は難しいかもしれないが、国の機関によっては公務員が余っているところもあるはずである。知的財産を重視し、知財立国を宣言している以上、公務員の定員は一律削減ではなく、政策的大幅削減と増員を断行すべきである。

審査官の増員も必要であるが、無限に増員できるはずもなく、今後の特許の国際化を考えるならば、わが国一国で審査の遅延を解決することは、所詮困難である。これからは、審査の国際的共助（PCTもその一つではあるが、これ以外にも2国間共助等がある）さらには、現在計画中である特許の相互承認を可及的速やかに実現すべきである。また、いすれは世界特許も必要となろう。世界特許のためには、統一特許庁が必要になろうし、さらに実効性をもたせるためには裁判の統一までも行なう必要もあろう。しかしこれらは現在のEUですら実現していない状況にあり、世界特許はかなり先の話になるが、それをも視野に入れた壮大な構想はもっておくべきである。これらは相手があることであり、わが国だけの努力で解決できる問題ではないが、わが国が主導権をもって促進すべきである。

### 水際規制の実効性の確保

今国会で関税定率法が改正となり、水際措置として、特許権侵害物品についての権利者の申立権が認められ、法的には一応の整備がなされた。特許権侵害の判定は難しいケースが多く、果たしてアメリカ並みの実効性ある措置が取れるか、今後を注視する必要がある。

水際措置は比較的独立した制度であり、裁判制度のような統一したシステムを考慮する必要性は低く、実効性ある措置が取られるような制度を模索すれば足りる。今回の関税定率法改正により、実効性ある措置がとられるならば問題はないが、もし実効性が低いようであるならば、さらに何らかの抜本的措置が必要とされる。それには、アメリカのようなITCを創設するのか、あるいはヨーロッパのように裁判所を利用した制度とするのか、あるいは第三の道を探るのか、という点については、私はまだ提言できるだけの案をもっていない。ただ、今後、中国等のアジア諸国から大量の侵害物品が流入することが予想され、水際で知的財産権侵害物品を押さえることは、知的財産権の強化に直接的に大きく寄与することは肝に銘じておくべきである。

知的財産権という私権の問題を、社会悪（麻薬、拳銃、偽造紙幣、ポルノ等）の禁圧のための税関長の処分と同じ手続でよいのかという大系上の問題は残る（立法当時は、知的財産権侵害物品は社会悪と認識されていたと考えられる）。これは、1世紀も前からそのようになっており、今さら変更は難しいが、仮に前述の大変革が必要となったときには、侵害物品の廃棄・積戻しは税関長の行政処分にならざるを得ないとしても、実質的判断をど

こが行なうべきか、という点について再考されるべきである。

#### 外国における海賊版・模倣品の抑制の実効性ある政策

近年外国における海賊版・模倣品が横行し、わが国企業が大きな損失を受けていることは周知の事実であり、この防止をすることにより、事実上、知的財産権の効力は飛躍的に向上するであろう。これは外国における侵害物品取締りの問題であるために、わが国としては、外国政府に対して圧力をかけること、国際的な協力によってこれらの取締りを強化すること、外国においてわが国企業が啓蒙活動をしたり訴訟をしたりすることの援助すること（具体的な訴訟活動の支援ではなく、一般的な支援）を積極的に行なうべきである。特に、アメリカの例も参考としつつ、知的財産をわが国の外交戦略の中核にすえ、多くの協定の中に知的財産権の遵守項目を入れるべきであろう。また既に鋭意行なわれていることではあるが、現在進行しつつある民間の努力を、政府としてもなお一層援助すべきである。

最大の侵害国である中国の技術水準が向上し、商標や意匠の侵害から高度な技術の侵害にシフトしつつあり、それだけに、その抑制への努力が必要とされる。また反面、中国の技術が向上しているということは、中国としても技術向上のためにある程度の知的財産制度の強化が必要なはずであり、わが国の行動を真摯に受け止める素地ができつつあるということを意味しており、わが国が主張を強力に推進する好機であるといえる。

#### 知的財産専門部の裁判官とその支援体制

裁判官は法的問題（特に訴訟法）についての専門家であるが、それ以外の問題については基本的には素人である。これは知的財産訴訟に限らず、医療過誤・住宅問題・原子力事故・金融商品等々についても同様である。

現在、技術の専門家を裁判官にすべきであるという議論も盛んである。しかし多種多様の先端技術が裁判の対象となり、しかも技術が極端に細分化されている現在、それらのすべてに通じている技術専門家などはいない。理系の教育を受けた裁判官は存在するし、今後ますます増員されるべきであり、その観点からのロースクール支援も必要となるが、裁判官は具体的な事件の対象については素人ということにならざるをえない。これは裁判の宿命であり、世界中のどこの裁判官も同様である。つまり、裁判官とは十分な法的素養を身につけた素人あるということが前提となっている。これは、知的財産に限らず、また理系・文系の問題を問わず、専門性を要求されるあらゆる裁判について言えることである。たとえば金融商品に関する事件（特許事件もあれば、租税事件もあるし、金融法関連の事件もある）については、単に理系の専門家というだけでは素人であり、金融に関する深い知識がなければ専門家とはいえないが、それに精通している裁判官などは、世界中のどこを見渡しても存在しないであろう。つまりこの問題は、時間が掛かるかもしれないが、ロースクールの入学試験に理系出身者の特別枠を設けるということを推進し、理系のバックグラウンドを有しかつロースクールで法的素養を十分に学んだ者の増加を図ることにより解決をする以外にないであろう。

以上の問題と、裁判官が問題を正確に把握できるように支援する制度とは別論であり、確固たる支援体制は必須である。現在既に、地裁・高裁の知的財産専門部には調査官が置かれているが、これをなお一層強化・充実すべきである。この裁判官支援制度自体は、裁判制度全体のあり方、裁判の基本的な理念に影響を与えるものではなく、知的財産分野独自の制度を構築することは可能であり、最も優れた制度の構築を目指すべきである。ただ、調査官制度、あるいはそれを発展させた制度を採用しても、なお最先端分野では対応でき

ない事態も考えられる。一般的な制度として、現在検討されている専門委員制度や、現存する鑑定制度も知的財産裁判に役に立ち、知的財産の分野でも大いに活用すべきである。たとえばT P A事件においては、ノーベル賞クラスの学者の鑑定書も活用されているが、今後は、そのような一流の学者・研究者を専門委員としてアドホックに活用することも意味がある。

ちなみに、裁判官の支援体制強化の具体的方法については、現在、司法制度改革推進本部で検討中であり、裁判制度に関係しているので、そちらと十分に連携をとりながら進めなければならない。

### コンテンツの保護

今後の情報化時代、特にブロードバンド時代においては、コンテンツ・ビジネスが極めて重要な産業となる。これについては、第1回の会議で、久保利弁護士、角川社長、それに私から発言したので詳述は避けるが、デジタル・コンテンツは侵害に対して極端に弱く、法的な保護が必要であり、戦略計画においても何らかの言及をすべきであろう。

コンテンツ、特に影像に関するコンテンツの権利処理は極めて複雑で面倒な作業であり、著作物の流通の妨げとなっている。またコンテンツの侵害は、インターネットを通じて国際的な広がりでなされ、法的処理は困難を極めている。これらの問題を解消する具体的な方法はまだ見えていないが、技術的な側面と法的な側面との双方からの検討されなければならない。場合によっては、著作権法の体系な改革が必要となるかもしれない。ただ、著作権法体系は、国際条約で規定されている面も多く、わが国だけで変革できない点も多いが、可能な限りでの改革を行なうべきであるし、場合によってはわが国が主導権をもって提言をしてゆくべきである。

### 人材の育成

これについては第二回の会議で私から発言をしたので再述を避ける。結論的には、これからの国際化社会においては、法律という市場において、アメリカをはじめとする世界のロイヤーと競争をしてゆかねばならず、ロースクールにおいては、知的財産法を始めとするビジネスロー重視の教育にすべきである（N B L誌の記事参照）。

弁理士については、直ちに大幅な増員を図るべきであり、弁理士同士の競争により弁理士の質の向上を図るとともに、単なる明細書のドラフティング業からの脱却を図るべきである。また、既に弁理士となっている者の再教育も重要である。ロースクールが軌道にのつたら、アメリカのL L Mを参考とした専門家の再教育も検討すべきである。

弁護士・弁理士以外の知的財産専門家の育成には、知的財産専門職大学院の充実を図る必要がある。この専門職大学院のあり方、つまりどのような学生を集め、どのような教育を施して、どのような分野でいかなる活躍をする人材を養成するのか、という点については十分な検討がなされないまま、知的財産専門職大学院を設けるというブームだけが先行している。この知的財産専門職大学院は、ややもすると弁理士試験の受験テクニックのノウハウだけを伝授する予備校化するおそれもあり、また巷に多く存在するセミナー屋・呼び屋と同列のものに堕するおそれもあり、果たして大学としての価値のあるものが設立されるのか、疑問もある。しかし知的財産に強い専門家は必要であり、まずこの専門職大学院の理念を十分に検討した上で、知的財産専門職大学院の充実を図るべきであろう。なお、文部科学省高等教育科における審議会で「知的財産専門職大学院の教育課程について」という報告書（361大学に送付済み）で、具体的なカリキュラム案が提示されている。

## 大学における知的財産戦略

従来の大学においては、公費を用いて有用な発明がなされているにも関わらず、社会に対する還元は余りに不十分であった。この点についての言及は、既にあらゆるところでなされており、新たに述べることはない。ただ、社会への還元のための具体的施策については心もとない点もある。

企業における研究とは異なり、そもそも大学での研究は、統一した知的財産戦略の下に行なわれてはいない。大学においては、各教官が自己の学問的興味に従って研究がなされており、企業のように特許取得あるいは利益を追究するための研究を第一義とはしていないことから当然のことである。また大学での研究は、工学・理学・農学・薬学・医学等々と極めて広い幅を有しており、あらゆる分野に分散されている。このような幅広い特許を管理している民間企業は存在せず、どのような特許ポリシーをもって管理していったらよいのか、暗中模索状態である。また、大学において優秀な発明がなされたとしても、基礎的な発明が単発で終るケースが多く、その後のフォローがなされることも少ない。これらの諸点は大学の宿命であり、大学と企業とでは同じポリシーで行動することはできない。それゆえに大学での知的財産管理は極めて難しいが、各々の大学において確固たる明確な方針を打ち立てる必要がある。現在、多くの大学で知的財産本部が設置され、あるいは設置が準備されているが、部局代表の委員による会議がもたれ、大学特有の非効率な運営がなされる可能性がある。前述のように、ただでさえ大学の知的財産管理は民間企業よりも難しい面があるので、かなりの抜本的な管理組織にしない限り実をあげることは難しい。知的財産の管理には、迅速と専門性が要求されるのであり、外部の民間との協力等を積極的に進める等の抜本的工夫が必要である。

また、いかに効率的な運営をしても、大学における知的財産管理には限界もあり、アメリカの例を見てもうまくいっていない大学が多い。従って、大学における知的財産管理は、必ずしも利益追求だけを目的とすべきではなく（そうなると失敗するであろう）知的財産管理も教育の一環としても把握する必要があろう。それにより、学生が現実の知的財産制度に触れ、ベンチャーの起業等にも役立てば教育としての意味がある。また仮に利益が少なくとも、技術を社会に還元することができれば、それだけでも大学としての存在意義があると考えるべきであろう。

## 『法曹教育におけるビジネスローの重要性』

### 1. はじめに

司法制度が十分に機能していないという世論が高まり、昨年、司法制度改革審議会の報告書が発表され、改革の基本的方向が示された。現在、司法制度の改革と基盤の整備について、基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本事項を定めるために司法制度改革推進本部が設置されており、改革の作業は着々と進んでいる。その重要な鍵の一つが司法制度を担う法曹の養成であり、司法制度改革審議会の報告書においては法科大学院（ロースクール）による法曹教育が提案されている。この法科大学院構想は、現在の司法試験を中心とした法曹養成システムにおいては社会の要求する人材を育てていないという批判から生じたものであり、21世紀の司法制度を支える人材を供給するものとして極めて大きな意味を有している。

現在各大学において、2004年の法科大学院の開校に向けて準備が進んでいるが、少しずつその実体が明らかになるにつれ、その内容につき危惧感を深めざるを得ない。現在のところ、法科大学院での教育は基礎的な科目（憲法、民法、刑法、訴訟法等のいわゆる六法）を重視するという流れにある。あらゆる教育においては基礎が重要であり、基礎なくして応用はない。法学教育においても基礎的な科目から始めることは当然で、それらについての十分な素養がない者に応用科目を学ぶ資格はない。しかし問題は、後述するように極めて長い法曹養成期間のほとんどを基礎的な科目に費やすことが、果たして社会の要求する法曹養成と合致するであろうか、という点にある。

### 2. 社会の必要性と期待される弁護士像

司法制度改革の柱の一つは法曹人口の増加であり、それは主として弁護士人口の増加にある。法科大学院の卒業生の多くは弁護士になると考えられるし、司法試験の合格者数が増えるに従ってその割合は増加するであろう。弁護士の職務は多様であり、ビジネスローだけが重要な仕事という訳ではない。しかし現代社会の基礎は経済であり、法的紛争も経済活動に関係するものが多く、構造改革・規制緩和とともに企業活動の変化とともに、**企業関連の法的紛争は確実に増加することが予想される**。しかもその経済活動は複雑化・大型化・国際化し、ビジネスローの素養のある者でないとそこに生起する法的問題を処理できない場合が増加している。**法曹養成を考える際にも、このような法務サービスの利用者のニーズに十分応える必要がある**が、現在の法科大学院構想における教育はこの要求を満たしうるものであるのか、はなはだ心もとない。いわゆる六法と呼ばれる基礎的な科目は法律学の基礎をなすものであり、これについての十分な素養なしには満足のゆく法曹とはいえないが、これだけでは現実の法的問題に対応できず、ビジネスローの素養も必要となる。このような社会の要求に応えうる弁護士を養成するためには、基礎的な科目に偏重したカリキュラムでは不十分である。**法科大学院においては、弁護士として将来活動するために必要なビジネスローの教育も重視しなければならない**。

基礎的な科目を重視するということは、ある意味では法廷重視ということに繋がり、裁判官や検察官の養成には適しているかもしれないが、現に社会の要求が最も強い企業法務、特に国際絡みの法務を扱える弁護士の養成としては必ずしも十分とはいえない。これからの弁護士にとっては、法廷活動とともに、訴訟になる前にあるいは訴訟にならないように、法廷外での法的な活動もおおいに期待される。**金融・租税・独禁・知財等の分野では、事件の**

多くは訴訟にならず、逆に訴訟になるようでは失敗とさえいふことができ、まさに法廷外での弁護士の活躍が期待される。また、欧米の状況から考えるならば、日本においても法科大学院の卒業生のなかには、インハウスローヤー（会社に勤務する企業内弁護士）として活躍する者も増えるであろうし、そのような者にとってビジネスローこそが基本的な科目とすら言えよう。

### 3. 期待される法曹教育

現実の法律実務においてはビジネスローが非常に大きな位置を占めている。ここにいうビジネスローとは、かなり広い概念であり、**広義の商法（会社法、商取引法のみならず、金融法、証券取引法等を含む）、租税法（M&A課税、金融取引課税、国際課税等）、経済法（独占禁止法、通商法等）、知的財産法（特許法、商標法、著作権法、不正競争防止法等）、国際取引法、労働法、経済刑法、消費者法、環境法等々**が含まれている。これらはいずれもその重要性が指摘されながらも、従来の法学部教育においては十分に対応できていなかった分野である。これらの分野を体系的に学ぶ必要がある。これらの分野においては未解決の新しい高度な理論的課題が山積しており、基礎的な科目的単なる応用問題として、あるいは単なる延長線上で自然に身につけられるものではない。これらに触れさせることは学生の創造性を高め、既定の知識を詰め込むだけの悪弊を打開し、ひいてはフィードバックにより基礎科目の一層深い反省的理解に資するとさえ考えられる。

アメリカの一流のロースクール（いわゆるナショナル・ロースクール）においては、ビジネスローを中心とする教育を行っており、アメリカの法務サービスの国際競争力は非常に高い。日本企業が、知的財産権をめぐる国際的紛争（外国で多額の損害賠償を取られるケース等）、国際的租税摩擦（移転価格問題等）、WTO関連の法的紛争等において苦境に立たされたことは記憶に新しい。このような問題に関してアメリカの法律家と互角に渡り合うことのできる日本の法律家を養成しなければ、国際社会における日本の地位も危ういとさえいえよう。法科大学院においてビジネスローの十分な教育を行い、日本の法曹の能力を高める必要がある。

法的な理論武装の不十分な企業は、いかに良い製品を製造しても、いかに良いサービスを提供しても、国際的競争の中で生き延びることは困難になりつつある。日本の国際競争力の低下を招くことがないように、法科大学院において**ビジネスローの教育を充実させ、法曹教育の面から日本の国力の増強を図るべきである**。国際的な法律問題が起こるたびに、アメリカの法律家に高い報酬を支払って依頼しなければならないという状況は、異常な状況であるという点を認識する必要があろう。

これまでの法曹教育は、法学部における基礎的な科目的教育と司法研修所における法廷実務教育に分かれていた。ビジネスローは、法学部において若干の講義はなされていたが司法試験の科目ではないことから、多くの学生は身を入れて勉強してこなかった。そのために弁護士はオン・ザ・ジョブ・トレーニングでビジネスローに関する法的能力を身に付けてきたが、これでは十分とはいえない。法学部においては基礎的な科目的教育を重視する一方、司法研修所における実務教育を受けるということを前提に、**法科大学院においてはビジネスローを『体系的に』学ぶ場所を提供すべきである**。

日本は大学院レベルの文科系の専門的知識を身に付けないでも社会的に活躍できる珍しい国であるが、たとえば国際機関に就職しようとすると、途端に学歴不足ということになる。このような日本的人材養成システムは、労働力の流動化、あるいは国際化に伴って立ち行かなくなっていることは明らかである。特に高度の専門的知識が要求される法曹にとっては、社会の要求する法分野、なかんずく高度なビジネスローを体系的に学ぶ機会が必要であり、法科大学院ではそのような場を提供すべきである。ビジネスローを重視するということは、今後増加が予想される弁護士等の実務家教員を有效地に活用するためにも好ましいことで

ある。

法曹養成期間が短ければ、議論の余地なく基礎的な科目の比重を高める必要がある。しかし今予定されているわが国の法曹養成においては、多くの学生はまず法学部で学び、次いで法科大学院で学び、仕上げに司法研修所で学ぶという念のいったものであり、おそらく世界でも最も長い法曹養成期間であろう。そもそもなぜ日本だけがこのような長い教育期間を必要とするのかという疑問はあるが、それは既定の路線であり動かすことができない以上、その長い教育期間を社会の要求する法曹養成という目的にとって最大限に有効活用すべきである。基礎が重要であるということと、基礎を長期間学ばなければならないということとは異なる。法学部と司法研修所をもたないアメリカにおいては、ロースクールではビジネスロー中心の教育をしているのであり、ましてわが国においては、時間という観点からもアメリカ以上にビジネスローを重視することが可能であり、そうすべきである。日本の法科大学院はアメリカのロースクールを範にしていると言われることも多いが、このままでは似て非なるものができそうである。このような長期間であるにもかかわらず、ビジネスローの比重が低い教育を受けさせられる学生も気の毒である。

#### 4. 司法試験との関係

そもそも、現在の法学教育をだめにした最大の元凶は、超難関な司法試験にある。司法試験科目にない学問分野は学生に見向きもされず、予備校における試験科目の広く浅い勉強だけが奨励される。このような傾向は、決して学生の志の低さゆえではなく、難関中の難関である司法試験に合格しなければ法曹のスタートラインに立てない以上、学生にとっては当然の合理的な行動である。

本来であるならば、司法試験科目とは関係なく、大学は自己の方針に従って重要と考える科目を提供し、学生は自主的に必要と考える科目を勉強することが理想的である。しかしながら、新制度に移行しても司法試験の難関性は当分の間解消されないであろう。司法試験科目で学生の勉学意欲を釣るということは実に悲しいことではあるが、多くの学生は司法試験の科目ではない科目を真面目に勉強しないであろうし、多くの法科大学院は司法試験科目以外の教育をなおざりにするであろうことは想像に難くない。その意味から、法科大学院の教育にとって司法試験科目は決定的に重要な意味をもつため、当面の問題としては、**司法試験の選択必須としてビジネスローの教科目を入れることにより、法科大学院においてビジネスローを学ぶ機会を確保しなければならない**。

現状においては、ほとんどの法科大学院は司法試験科目を重視することになるであろうから、そこでの授業は事实上司法試験に規制されて、金太郎飴のように均質化されたものとなるおそれが強い。そこで司法試験においては、教科目のビジネスローの中から1ないし2科目を選択必須とすることにより、この弊害はかなりの程度防ぐことができる。仮にごく少数のビジネスローのみを試験科目に加えた場合には、各法科大学院の授業はその少数の科目に集中し、金太郎飴現象の解決にはならない。司法試験に選択科目を取り入れることによる採点上の難しさはあるにせよ、多くのビジネスローを選択科目に加えることにより、各法科大学院はその中からある分野を選択的に強化し、特色ある法科大学院となることもできよう。たとえばアメリカには知的財産法に強いロースクールというものが存在するが、司法試験の工夫により、わが国においても同じような効果が期待できる。そして各法科大学院はその科目を武器として競争すれば、多様性ある法科大学院が出現し、それは多様性ある法曹の出現にもつながるであろう。司法試験科目が基本法に偏っていると、ビジネスローを重視したいと考えても現実にはかなり難しいし、仮に強化するとしても、多くの法科大学院の規模は小さく、ビジネスローの専門家をフルラインで配置することは不可能である。しかし特定科目を強化できるような環境を整えれば、多くの法科大学院でおのの特色ある授業を行い、日本の規模で見れば、ビジネスロー全体を振興することとなろう。

## 5.まとめ

法科大学院は、社会の要求に応えうる人材を供給する義務を負う。現代社会の基礎は経済であり、その意味からはビジネスローに精通した法曹教育を行なう必要があり、それが社会の要求でもある。

具体的には、法科大学院における教育におけるビジネスローの比重を格段に高め、司法試験にビジネスローの教科目を選択必須として加えるべきである。

ビジネスローの比重を高めるという提言は、学部における教育と法科大学院における教育との役割分担という観点からも好ましい。また、極めて長期にわたる法曹教育期間を有効に活用するためにも適している。

2003-4-25

三菱電機株式会社  
代表取締役社長  
野間口 有

## 「知的財産戦略推進計画」に関する意見書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年7月の「知的財産戦略大綱」の策定、同年11月の「知的財産基本法」の制定、そして、この度の「知的財産戦略本部」の設置等、極めて短期間に「知財立国」実現に向けた諸施策が次々に推進されてきましたことに対し、産業界として、心から感謝申し上げます。

現在、企業は、国際競争が激化する中で、競争力の維持・向上のため事業の選択と集中を進め、世界で勝ち抜く強い事業を指向し、研究開発戦略と連係させた知的財産活動の強化に努めておりますが、政府におかれましても、真に産業競争力強化に結びつく、知的財産に関する制度改革等を引き続き大胆かつ強力に推進して頂きたいと思います。

私は、「総合科学技術会議 専門調査会」委員として、また「知的財産戦略本部」本部員として、産業界からの意見を述べてまいりましたが、この度の「知的財産推進計画」の策定に当たりましては、是非別添の事項を盛り込んで頂きたいと考えます。

敬具

[別添]

## 「知的財産推進計画」に盛り込んで頂きたい事項

### 1. 知的財産の創造

#### (1) 大学における知的財産の創造と产学連携の推進

国際競争が激化する中、産業競争力強化のため、大学における「知」の創造と产学連携の強化が不可欠である。

##### **大学における知的財産創造のための体制構築**

日本の大学は、従来、一般的に、産業の発展に資する知的財産の創造への関心が欧米と比較して低く、知的財産権を取得する活動は、企業が中心となっていた。しかしながら、今後は、大学の「知」を知的財産権の形で日本の産業競争力強化に生かすことが重要となる。そのために、大学における知的財産創造活動を活発化すべく、研究論文等と並んで、知的財産を重要な成果と位置づけるよう、研究者の評価尺度を改める必要がある。

また、大学の知的財産の活用を目指したT L Oの活動が開始されているが、知的財産の創造を促進するための組織も重要である。この場合、知的財産の創造から活用は一連の活動として密接に連携すべきであり、それらが統一された方針の下に運営・管理される仕組み作りが必要である。

##### **大学発知的財産権の産業界への移転を円滑にする制度構築**

大学において生み出された知的財産が円滑に産業界へ移転され、活用が図られる制度を構築する必要がある。

まず、知的財産権の帰属に関して、国立大学等の発明の帰属は、個人又国帰属が主体で、企業が利用するためにはその都度、時間のかかる手続きが必要である。このことが、産業界にとって権利の幅広い活用の障害になっているので、発明の帰属を機関帰属に改め、移転・活用の促進を図る必要がある。

次に、产学連携によって生み出された知的財産権については、例えば、共有特許の場合、企業が自社で実施したときの大学側の持ち分に応じた実施料の支払い及び第三者への許諾の在り方等について、柔軟な事前契約により取扱いが決められるように改めるべきである。

## （2）大学の活性化

大学を「知」の拠点としていくためには、大学の業績情報公開、人材の流動化等によって大学に競争原理を導入し、その活性化を図っていく必要がある。

人材の流動化に関しては、欧米の大学のように、海外から優秀な研究者を受け入れて一緒に研究を行う方向を指向すべきである。この場合、日本の研究者と海外の研究者による新しい知的財産権が生まれた場合の知的財産権に係る諸々のルールを検討しておく必要がある。

## （3）職務発明制度の見直し

優秀な技術者の確保は、企業が、熾烈な国際競争の中で生き抜いていくための、極めて重要な経営課題であり、企業は、研究開発環境や種々の待遇制度の整備により、その確保に努めているところである。とりわけ、発明に対するインセンティブは、優秀な技術者の確保という観点からも、非常に重要な施策であり、この意味で、この施策の在り方は、経営戦略、研究開発戦略の一環として各企業自身が考えることが適切である。

従って、職務発明に対する対価の額については、企業において合理的なプロセスの下で定められた取決めに委ねるべきと考える。合理的プロセスとは、職務発明の扱いが個別の雇用契約、労働協約、就業規則等で明確に位置づけられ、かつその内容が事前に対象者に公開されていることをいう。法律の介入は、公序良俗違反の場合など必要最小限にとどめることが望ましい。

# 2. 知的財産の保護

## （1）国際標準と知的財産の運用

産業競争力強化のため、日本発技術の国際標準化と関連知的財産権の取得、活用が不可欠である。

### 戦略的国際標準活動の強化

日本発技術の国際標準化を目指すには、「戦略的国際標準活動の強化」が極めて重要である。このためには、次の2点の強化が必要と考える。

第1は、「国際標準を視野に入れた研究開発活動」の強化である。

ここでは、研究開発の初期段階から国際標準を視野に入れた活動を行うこ

とが重要である。企業においても、まだこの活動が十分とはいえない、今後更なる強化が必要である。また、国レベルでも、国家プロジェクトあるいは大学及び公的研究機関での研究開発において、最近、「研究開発の初期段階からの国際標準を視野に入れた活動」が着手されつつあるが、この点について一層強化していくことが必要と考える。

第2は、「提案型国際標準活動」の強化である。

これは、日本発の知的財産権に裏付けされた優秀な技術をいち早く、国際標準の場に提案し、製品仕様が決まる前に国際標準化する活動であり、これにより、日本の技術が世界をリードできることになる。このために次の2点を推進すべきである。

即ち、国際標準活動の場において、欧米同様、産官学の連携を強化することが必要である。

また、国際標準活動の場で、標準化をリードできる人材の育成が重要である。かかる人材の育成に当たっては、高い技術ポテンシャルを有する大学の人材活用が有効であり、標準戦略の下での計画的育成、財政的支援などが検討されるべきである。

### **国際標準関連知的財産の運用に適した仕組み作り**

国際標準関連知的財産の運用に際しては、国際標準に関連した特許を集約して一括してライセンスするいわゆる「集合ライセンス」の仕組み作りを推進する必要がある。この集合ライセンスの仕組みを円滑に機能させるためには、集合ライセンスの仕組みに不参加の第三者に対する対策、ライセンス料の高額化対策としての上限値の設定、更には、規格特許（国際標準として認められた特許）の認定の仕方等についての新たな制度・仕組みを構築する必要がある。

### **国際標準関連特許審査に関する運用緩和**

国際標準に必須の規格特許を取得するためには、特許庁の審査における補正の制限を欧米並みに緩和することが重要である。

## **（2）海外における知的財産権の保護**

### **知的財産保護に関する制度の整備が不充分な国での知的財産権の取得及び行使ができる環境の整備**

知的財産保護に関する制度の整備が不充分な国において、迅速かつ確実に知的財産権を取得し、その国での権利行使が適正に行われるよう、我が国

特許庁からの審査体制の支援協力や現地審査官の研修の支援等を積極的に行うべきである。また、模倣品対策についても民間企業の努力とともに、国による関係当事国との積極的交渉等の適切な措置を講じる必要がある。

### **特許侵害品に対する国境措置の強化**

特許侵害品の国内流入については、税関での水際取締りの強化が必要である。このため、今般の関税定率法等の改正に加え、税関が権利者に対し輸入者名等の情報開示を行い、裁判所への訴えを可能にすることにより、当事者の自力救済の仕組みを構築することなど国境措置の更なる強化が必要である。

## **(3) 訴訟手続きの充実及び迅速化**

裁判所における侵害訴訟の際に、特許の無効についても審理可能にして紛争の一回的解決と早期決着を図ることが望ましい。このため、裁判所制度の在り方、及び、技術と法律に精通した裁判官の育成等人材の育成に努めるべきである。

なお、証拠収集手続きにおける営業秘密の取扱いについては、訴訟物を特定させる限度において、当事者間では、これを積極的に開示すべきである。同時に、第3者への流出を防ぐ等開示された営業秘密は適切に保護されなければならない。

## **(4) 特許審査体制の整備**

熾烈な国際競争の中で、企業にとってもスピード経営が求められている今日、審査の質を維持しつつ、審査期間を国際的な水準に改善する必要があり、審査員を増員しつつ審査の質の確保を図るなど迅速かつ的確な審査に向け特許審査体制の整備を行うべきである。

特に、国際標準関連特許等は、国際標準化の動きを踏また特許補正により、タイムリーな権利化を図る必要があり、特許補正期間の延長等審査制度の弾力的運用が望まれる。

## **(5) 世界特許システムの構築**

世界特許システムの構築については、現在のところ日米の特許庁間で先行技術調査結果の相互利用について検討されているが、これを進めて審査基

準の相互承認、更には、欧州、アジア等との共同作業の検討など世界特許システム構築への取組みを強化すべきである。その際、審査の質においても国際的に調和の取れたものを目指す必要がある。

### **3. 知的財産の活用**

#### **(1) 知的財産の信託化**

知的財産権を円滑かつ効率的に活用する施策のひとつとして、財産の管理運営機能に優れている信託制度適用の可能性を検討する必要がある。

#### **(2) 知的財産の情報開示**

産業競争力強化の観点から企業の経営状況を一般投資家に開示することは重要であるが、知的財産情報の開示については、証券市場が個々の企業における知的財産の位置付けを事業との関係で的確に把握できる開示の在り方を検討する必要がある。

なお、開示情報の範囲、項目については、個別企業の判断に委ねるべきである。

以上

2003-5-13

三菱電機株式会社  
代表取締役社長  
野間口 有

## 「知的財産戦略推進計画」に関する意見書（追加）

拝啓

先に提出致しました意見書の以下の項目に対する追加意見を、別添にて述べさせて頂きたいと思います。

1. 国際標準と知的財産の運用
2. 海外における知的財産権の保護
3. 特許審査体制の整備
4. 知的財産の信託化

敬具

[別添]

## 「知的財産推進計画」に盛り込んで頂きたい事項

### 1. 国際標準と知的財産の運用

#### **(1) 戦略的国際標準活動の強化**

国家レベルでの戦略的国際標準化に関する仕組み作り

日本発技術の国際標準化活動においては、日本としての戦略的取組みが必要であり、重点分野を決め、標準化の場への人員の継続派遣、その日本代表としての身分保障と権限付与、標準化活動主要ポストの取得及びそれらに対する財政的支援等を行う必要がある。この場合、省庁を越えて、戦略的、横断的に国際標準化を推進するための仕組作りが重要である。

#### **(2) 民間の標準化活動の促進**

企業における国際標準化活動を活発化するためには、国際標準の重要性に対する経営層の認識を高める必要がある。そのために、国際標準化の効果、しなかったときのリスク等を容易に認識できる「標準化活動の経済的効果の定量的指標」作りを検討すべきである。

#### **(3) 国際標準化に資するパテントプールへの支援**

技術標準に基づく製品市場が成熟した段階で、自らの特許権に基づく権利行使を行う悪意のアウトサイダーに対して、独占禁止法、不正競争防止法、特許法等に基づくガイドラインを作成すべきである。

## 2. 海外における知的財産権の保護

### (1) 特許侵害品に対する国境措置の強化

特許侵害品の国内流入については、税関での水際取締りの強化が必要である。このため、今般の関税定率法等の改正に加え、税関が権利者に対し輸入社名等の情報開示を行い、裁判所への訴えを可能にすることにより、当事者の自力救済の仕組みを構築することなど国境措置のさらなる強化が必要である。

加えて、輸入者情報の開示制限、手続きの不公平性、特許権等の侵害に対する判断の困難性、裁判手続きにおける判断の迅速性等の問題を根本的に解決するため、技術的知見と法律の素養を兼ね備えた専門家が、水際ににおける輸入者の知的財産権侵害について、水際にいて迅速に判断を下すことのできる準司法的な行政審判機関の設置が必要である。

但し、この行政審判機関を運用するには、技術的知見と法律の素養を兼ね備えた専門家が不可欠であるが、現在は、非常に少数であり、早急な育成措置が喫緊の課題である。

## 3. 特許審査体制の整備

熾烈な国際競争の中で、企業にとってもスピード経営が求められている今日、審査の質を維持しつつ、審査期間を国際的な水準に改善する必要があるが、現在、特許庁には、多くの審査未了の滞貨があり、この一掃が大きな課題である。

この審査未了の滞貨を一掃するために、無審査で特許を付与する仕組みも考えられるが、この場合、無審査権利の乱用による企業活動への著しい障害及び権利行使の段階での権利の不安定性に基づく訴訟の多発、訴訟費用の増大が予想され、企業側のリスク・負担が急増すると考えられる。

このための施策として、以下の提案を行いたい。

特許庁審査官の大幅増員

安定的な権利を早期に確定して頂くためには、審査体制の整備が必須と考える。特許庁においては、欧米の特許庁の陣容に比肩すべく、短期に、審査官の大幅な増員を図るべきである。これにより審査速度を上げるとともに、滞貨一掃後には、審査の質の向上が可能となる。

審査請求後の出願者の対策強化

種々の製品・技術分野において、製品ライフサイクル等が大きく異なつてあり権利化の在り方が一様ではなくなってきている。即ち、出願者側としても、一律の早期権利化が必要なのではなく、製品化動向・技術動向にあわせたタイムリーな権利化が必要な状況であるといえる。

これを踏まえ、出願者の意志に基づき、審査の着手を一定期間遅らせる制度を導入し、「将来製品・技術に関わる出願」、「技術標準に関わる出願」等、技術、製品及び標準化動向等の推移を見た方が適切な出願の審査を繰り延べさせることも一策かと考える。これと、活用が迫っている案件等を対象とした早期審査制度・面接まとめ審査制度の増強とにより、必要な案件のタイムリーな権利化が促進されると思われる。

また、既に審査請求済み案件の再吟味を行い、権利化の意義の低下したもの等を中心に、審査請求の取り下げによる審査請求案件の厳選を行う施策も有効と考える。この場合、最終的な特許登録率に関しガイドラインを設けることによりその促進を図ることが効果的と考えられる。

さらに、取り下げられた案件について、審査請求料を返却する施策も、それを促進するものであり、検討すべきと考える。

## 4. 知的財産の信託化

信託は、財産の管理や流動化に適した制度であるが、現行法では、知的財産権の信託を行うことはできないし、信託会社も信託銀行に限定されている。信託制度が活用できれば、例えば、グループ企業やパテントプールにおける知的財産権の管理、知的財産権による資金調達などが可能になると考える。

他方、知的財産権は、他の動産・不動産と異なり、事業用途等に応じて性格や価値が多様に変化する、管理・処分や価値評価に関して専門的知識を必要とする等の特性がある。このため、知的財産権に絞って信託スキームの活用を図る場合には、専門的な知的財産権管理会社の設立が不可欠であるが、他方で、金融機関並の規制は不要である。

今後、産業構造の変化の中で、企業が「選択と集中」を進める中で、知的財産権を戦略的に管理しつつ、これを用いて資金調達を行うためには、特別法を制定し、より容易に信託スキームを活用し得るようにすることが必要である。

以上

2003-5-15

三菱電機株式会社  
代表取締役社長  
野間口 有

「知的財産戦略推進計画」に関する意見書（3）

[別添]

## 「知的財産推進計画」に盛り込んで頂きたい事項

### 1. 大学等の評価について

大学等を「知」の拠点としていくためには、大学等の評価に向けた業績情報公開、人材の流動化等によって大学等に競争原理を導入し、その活性化を図っていく必要がある。

大学等の評価においては、知的財産への取組み（知的財産の創造、保護及び活用に関する諸指標）を主たる評価項目にすべきである。

### 2. 知的財産高等裁判所の設置

今後、特許権及び実用新案権等専門技術性を有する事件を扱う知的財産関連訴訟の増加が予想され、それに対応するため、高度専門技術的判断が可能な技術と法律の双方がわかる技術裁判官の配備された「知的財産高等裁判所」の設置が望まれる。

「知的財産高等裁判所」の設置により、裁判例の統一機能を通じて判決の予見可能性の確保も期待できる。

### 3. 技術と法律の双方がわかる知財関連人材の養成

特許権、実用新案権に関する専門技術的な判断を要する訴訟事件について、審理の充実と当事者の納得及び国民の信頼が得られる裁判を実現するため、専門委員制度の活用や裁判所調査官の権限拡大・明確化に加えて、「技術裁判官」を導入する必要がある。

長期的には、技術の素養を有するものが「知財ロースクール」に進んだものを供給源とするが、当面は、特許庁審判官・審査官や民間の技術系弁理士等の活用を検討すべきである。

### 4. 職務発明制度の見直し

優秀な技術者の確保は、企業が、熾烈な国際競争の中で生き抜いていくための、極めて重要な経営課題であり、企業は、研究開発環境や種々の待遇制

度の整備により、その確保に努めているところである。とりわけ、発明に対するインセンティブは、優秀な技術者の確保という観点からも、非常に重要な施策であり、この意味で、この施策の在り方は、経営戦略、研究開発戦略の一環として各企業自身が考えることが適切である。

職務発明に対する対価の額については、企業において合理的なプロセスの下で定められた取決めに委ねるべきと考える。合理的プロセスとは、職務発明の扱いが個別の雇用契約、労働協約、就業規則等で明確に位置づけられ、かつその内容が事前に対象者に公開されていることをいう。法律の介入は、公序良俗違反の場合など必要最小限にとどめることが望ましい。

現行の特許法第35条との関係では、職務発明に関わる通常実施権を使用者等が有することを規定した第1項と、自由発明に関する予約承継を禁じた第2項を残した上で、職務発明に対する対価の額は、上記主旨により企業において合理的なプロセスの下で定められた取決めに委ねる規定に変更すべきと考える。

なお、米国では、職務発明に関する権利の使用者等への契約による承継及び通常実施権については判例法によって認められている。米国並みに、使用者等に権利承継及び通常実施権を認める規定は残すべきと考える。

以上

2003-5-16

三菱電機株式会社  
代表取締役社長  
野間口 有

「知的財産戦略推進計画」に関する意見書（4）

拝啓

「知的財産戦略推進計画」に関して、「知的財産の信託化」についての追加意見を、別添にて述べさせて頂きたいと思います。  
よろしくお取り計らい下さい。

敬具

[別添]

## 信託方式を用いた企業グループ内特許等集中管理事業のための新法制定に関する提言

### 「提　言」

我が国企業のグローバル展開が加速するなか、グループ経営の観点から、戦略的かつ効率的な特許等管理・活用ニーズが高まっており、我が国産業の競争力強化を図る上でも、一般事業会社が信託方式を用いて自社グループ\*内の特許等の集中管理・活用を行うことを可能とする新法の制定を提言する。

( \* グループとしての経営戦略の観点から、連結決算対象会社を前提としている。)

### 1. 一般事業会社における企業グループ内の特許等の集中管理・活用の必要性

事業のリストラクチャリングや世界規模でのアライアンス等が進展し、今後さらに増加することが見込まれているが、各企業グループ（特に連結決算の対象会社）において、グループ全体の特許等の集中管理や戦略的な活用が喫緊の課題となっている。それは、次の理由による。 グループトータルとしての経営戦略における特許等の知的財産戦略・ポートフォリオが一段と重要性を増しており、そのためには、グループ全体の特許等を集中管理する必要がある。 特許等の管理・活用業務には高度の専門性を要し、そうした能力を持つ人材・リソースを一つの会社に集め、不断のノウハウの蓄積・継承、人材育成等の能力担保が必要である。 上記を行いつつ、グループ全体として、業務の効率化によるコスト競争力の強化を実現することが必要である。 既に、米国の先進企業で、一つの会社が企業グループ全体の特許等の管理・活用を行っている事例があり、我が国産業の国際競争力強化の観点からも、グループ内の特許等を一つの会社が集中管理・活用することができるよう法整備が必要である。

### 2. 信託方式の活用による企業グループ内特許等の集中管理・活用のメリット

一般事業会社が自グループ内特許等を集中管理・活用する方法として、信託方式がもっとも優れていると考える。

現行法上、企業グループ内の特許等の集中管理・活用の方法として、特許等を特定の法人に譲渡し、グループ内企業にライセンスする方法（譲渡方式） 特許等の管理・活用業務を特定の法人に委託する方法（委任方式）が挙げられる。しかしながら、前者は、特許等の価値評価制度が確立されていないこと、評価額が他の財産に比べて小さいため、多額の管理・処分コストをかけ難いことから来る業務の困難さがあり、また、譲渡を受けた特許等のライセンス、権利行使等により得られた利益を譲渡元に還元する際の税法上の問題、更には、譲渡元の職務発明者に対する補償が適切になされるか等の問題がある。後者も、企業グループ内であっても特定の法人が委託業務の対価を受ける場合の弁護士法・弁理士法との

関係、また、受託会社が委託会社の意思に拘束されるため、グループ全体の戦略構築が困難である等の問題がある。

これらの方針に対して、信託方式は、1)特許等の受託者はその意思において受託された特許等の管理・活用を図ることが可能となる、2)特許等の委託元にはその活用による利益の受益権が保証される、3)譲渡税や所得税賦課等税法上の問題が回避できる、4)特許等の管理・活用を直接行い、関連データを全て把握していることから、職務発明者への補償金の支払いも、より正確に行うことができる、ことなどから、譲渡方式および委任方式の問題点をクリアしつつ、上記1の必要性を満足する優れた方式と考える。

### 3. 信託方式による一般事業会社の特許等管理事業のための新法の制定

信託方式による一般事業会社の特許等管理・活用事業に関しては、信託業法の改正によるものではなく、現行の著作権等管理事業法に倣った新法の制定によるべきものと考える。

信託方式による特許等管理・活用事業については、信託業法の改正により創設される事業の一形態として考える選択もあり得る（現在金融庁及び経済産業省が検討中の制度は、この方向のようにも伺える）。しかしながら、経営戦略として企業グループ内特許等を集中管理・活用しようとした場合、現行の金融事業を念頭に置いた信託業法の厳格な規制（事業義務、利益相反防止等）は、技術と経営の一体不可分性（特許等管理事業は技術をベースにした企業経営戦略そのものである）産業競争力等の観点から必ずしもプラスになるとはいはず、また、特許等管理事業を金融事業の一形態としてマネジメントすることには無理がある。

また、現行の信託法に基づく信託（民事・無償信託）によれば特許等の集中管理の形態をとることも可能であるが、これは信託を業とせず無償で行わなければならないため、経営戦略としての「企業グループの特許等の集中管理・活用事業」には不適当である。

### 4. 著作権管理事業と特許等管理事業の相違点への留意

上記3のように信託方式による特許等管理事業構築に向け、著作権等管理事業法に倣った法制化が必要と考えるが、特許等の管理・活用に関しては、著作権との性格の違いにより、法制化に際し著作権管理の場合と異なる扱いが必要であることを付け加えておきたい。たとえば、著作権管理事業においては一定の料金による実施開放を原則とするため、委託契約や料金規程について主務官庁に届け出る必要があるが、特許等の実施許諾の場合は市場の状況や企業グループの事業戦略に大きく依存するため、主務官庁（1つに絞るべき）への届出を義務づけるとしても、管理事業者による行為のうち実施許諾料の算定や実施許諾の条件・是非の決定等については原則届出不要とすべきと考える。

なお、著作権であっても、例えば、プログラム著作物のように、特許等と一体的に管理されている場合には、新法の対象として簡素な取扱いとし、著作権等管理事業法の適用除外とするべきである。

## 5. 登録免許税の減免

特許等の信託においては、特許登録令等に基づく信託の登録がその効力発生要件とされている。このため、企業グループ内の膨大な特許等を信託方式により集中管理する場合、信託登録のための登録免許税が無視し得ない費用になること、また、事業部門の分社によって新会社に譲渡された特許等を散逸阻止のため信託する場合、新会社への特許移転登録と信託のための登録とで登録免許税が二重に発生してしまうこと等、登録免許税の側面において不都合が生じる。信託方式による特許等管理事業構築のための法制化に当たっては、このような不都合を回避し、より使い易い制度に向けた法整備を行う必要があると考える。

## 6. 弁護士法との関連について

第三者との条件交渉・契約作成にかかる受任行為は、弁護士法第72条により、弁護士の専権行為とされている。日弁連は、同法72条の枠組みを維持し、親会社による100%所有の完全小会社の法律事務受任についてのみ実質的に自己の法律事務を取り扱うのと同等として問題なしとしている。従って、現行法上企業グループ内で知的財産の一元管理・活用の目的から、親会社等がグループ各社を含めた包括クロスライセンス契約等を行おうとした場合、同法違反行為となる。上記のとおり、産業競争力強化の観点から、企業グループ内特許等の集中管理・活用を可能とする信託方式による特許等の管理事業構築が求められる状況下にあっては、この種の行為は、弁護士法72条の適用除外事項とすべきと考える。

以上

### <参考>

米国においては、グループ内企業の知財一元管理のための専門の管理会社の例として、いわゆるデラウェアIPHCs (Intellectual Property Holding Companies: 知財管理会社)があり、これによれば、IPHCがグループ事業会社の知的資産を所有（これと交換にグループ事業会社はIPHCの株を取得）し、知財の一元管理を行う。グループ事業会社はIPHCからライセンスを受けることになるが、特に、他州にあるグループ事業会社がIPHCに支払うロイヤルティに対してはデラウェア州税がかからず、当該他州では収益から控除することができるメリットがあるという点で、注目に値するが、我が国の法・税制度には必ずしも馴染まない面もあると思われる。

2003-5-19

三菱電機株式会社  
代表取締役社長  
野間口 有

「知的財産戦略推進計画」に関する意見書（5）

[別添]

## 「知的財産推進計画」に盛り込んで頂きたい事項

### 1. 海外における知的財産の保護

- (1) アジア各国政府の担当職員を対象とした「アジアエフォースメントセミナー」を集中的に開催し、アジア諸国に対し知財侵害品の取締りの重要性を認識してもらう必要がある。
- (2) アジア地域を中心とする我が国の知的財産権の侵害国に対し、これまでの次官級の交渉から一歩進め、閣僚レベルでの交渉を行う必要がある。

## 「知的財産推進計画」への意見書

平成 15 年 5 月 13 日

キヤノン株式会社

代表取締役社長

御手洗富士夫

## 1. はじめに

昨年の7月に大綱が策定されて以来、異例のスピードで知的財産制度の改革が進められており、企業の国際競争力強化のための知的財産環境が整えられつつあることを大変高く評価し、感謝いたします。

引き続き、一日も早く国際競争力が強化されるよう各省庁一丸となってスピーディに対処して頂きたいと思います。

今般、「知的財産推進計画」が取り纏められるにあたり、「知的財産推進計画」に取り入れられて、その実現に向け国を挙げて推進して頂きたい点について以下に意見を申し述べます。

## 2. 「魅力ある大学」つくり

知的財産立国において最も大事な点は“知的財産の創造”、即ち“新しい技術を創造する”ことであります。

「新しい技術」が次々に生み出され、その「新しい技術」をベースに産業を創出することが、日本の国際競争力を高め、現在の不況から脱却するための重要なポイントであると思います。

大学人は、「原理原則に基づいた新しい技術」の創出が、国の将来を担う大学の重要な役割の一つであるという自覚をもって頂くことが大切ではないかと思いますし、また民間企業は、従来、自前主義で事業を展開してきましたが、研究開発のスピードを上げるため、並びにグレードを上げるために、大学で生まれた新しい技術をベースに新しい産業を大学と一緒にになって生み出すと言う意識を持つことが大切であると思います。

このような意識改革と共に、产学連携を円滑に且つ効率良く行うことのできる制度改革が大事であるものと思います。

研究成果として論文だけでなく特許を出願し知的財産を日本に蓄積するという意識改革のために、TLO の整備、知的財産本部の設置等多くの政策がどんどん進められていることは歓迎しますが、「新しい技術」が生まれた後の制度改革ばかりでなく、生み出すための環境整備を早急に行う必要があると思います。即ち、まず大学を早急に改革して「魅力ある大学」にすることが必要であると思います。

この為には第一に、大学・公的研究機関には国全体の約 1/3 に相当する 26 万人の有能な研究者がいますが、これらの研究者の活性化の為に、研究成果（論文、特許）の評価を行い、それを給与体系に反映させていくこと、年功序列から真の実力主義に持っていくことが必要であると思います。

第二には、選択と集中による大学の活性化です。企業が、選択と集中により特長や個性を備えた企業に変身し企業競争力を向上させているように、大学も、選択と集中により、 の分野の教育に関して世界トップの大学、 の分野の研究で世界トップの大学、と云うように特長や個性を備えた大学に変身させていくことが必要であると思います。

第三は、海外人材の活用です。有能な人材を海外から幅広く招聘し国内人材と交流させることで、異なる価値観の者たちが互いに刺激し合い、研究現場を活性化することができると思います。活性化された研究現場は、「知の泉」となり、産業に有用な「新しい技術」を次々に創出するようになると思います。この際、海外人材の大学での発明は、機関帰属とすべきだと思いますし、また、有能な海外人材に大いに活躍してもらうには、研究環境と生活環境を充実して国際レベルにする必要があるものと思います。

### 3. 産学連携の促進と契約のあり方

“魅力ある大学”で生まれた「新しい（原理的）技術」をベースに事業を起こすことで産業競争力を強化するには、周辺技術や応用技術の開発に長けた民間企業との産学連携を円滑・効率的に行う必要があると思います。

産学連携を円滑・効率的に行うために大事なことの一つは、両者間の契約をいかにすべきかと言うことであると思います。

大学で生まれた「新しい技術」には、既にある製品に応用する技術、これから開発する製品に応用する技術、製品への応用が未定の技術、研究レベルの技術などいろいろなレベルの技術がありますので、画一的な内容の定型契約ではなく、状況を見据えてケースバイケースでフレキシブルに契約できる、現場主導型の契約にすることが大切であると思います。

### 4. ベンチャー企業と知的財産の評価

嘗てアメリカは、新しい技術をベースにしてベンチャー企業を次々に創設し、産業の活性化の大きな原動力の一つにしたことは、周知のことです。

大学で生み出された「新しい技術」をベースにベンチャー企業を創設するためには、知的財産を担保とする資金集めが出来るような仕組みが必要であると思います。そのために、ベンチャー企業自らが自分の知的財産の価値を評価して、その情報を公開出来るような、知的財産に関する評価方法のガイドラインを策定しておく必要があると思います。

しかしながら、技術には、必ずと言えるほど代替技術が存在し、代替技術との関係において、その技術に関する知的財産の価値も相対的に変動しますし、事業の進展状況、企業のおかれた状況、時間の経過などによって

も、知的財産の価値は相対的に大きく変動しますので、この点を考慮せずに、画一的ガイドラインに基づいて価値評価をすると的確な評価に成らないという事が時々生じます。

従って、知的財産に関する価値評価やその情報開示が必要な場合は、画一的ガイドラインだけでなく評価方法や開示の仕方も含め、企業の判断や創意工夫に任せる事が大切であると思います。

## 5. ライセンス契約の安定強化

現在、ライセンサー企業が倒産した場合の知的財産に関するライセンス契約の法的保護が成されていません。ライセンサー企業が倒産してもライセンス契約が継続され、ライセンシーの立場が保護されるようにライセンス契約の法的保護を図る必要があると思います。

## 6. 職務発明の取り扱い

現在、職務発明についての訴訟が多発しており、その対応の負荷の大きさは、全力投球で日々活動している企業の活動に大きな影響を与えていきます。

企業は、競争力強化のために発明を奨励していますが、その発明奨励も業種や各企業の事情に応じて様々です。

従って、発明奨励の成果である職務発明は、企業と従業員の間で適切・合理的な手法に基づいて双方合意の内容で結ばれた契約で取り扱うことが最善であると思います。また職務発明の対価を巡る紛争が多発する現状が続くことを打破するために特許法第35条は廃止するのが良いと考えます。

しかし、法改正の効力がでるのは随分と先のことであり、それまでは現行法が適用されるという問題が、依然として残ります。これに対処する為、どの様にすれば適切な契約と見なされるのかというガイドラインを早急に整備する必要があるものと思います。

## 7. 迅速かつ適切な特許審査

現在50万件といわれる特許審査未了件（審査滞貨件）および今後審査請求される旧法（H13年9月末日までの出願）に基づく特許出願件を迅速かつ適切に処理するには、現状のままでは解決が難しいと思います。

そこで、以下の複数の手段を組み合わせて対処することが現実的であると考えます。

### 審査官の増員

- ・ 新卒者の増員
- ・ 特許庁OBの活用
- ・ 弁理士の実務経験者・民間企業知財部門での権利化経験者を5年任期で採用

### 審査支援技術者の採用（新規技術分野）

- ・ 大学教授経験者
- ・ ポスドク
- ・ 公的研究機関での研究経験者

### 登録率80%（AP80に相当）努力目標政策の採用

### 特許出願から実用新案登録出願への変更奨励

審査官の増員には、新卒者の増員を図ることに加え、特許庁OBの活用、即ち審査熟練者の有効活用を図ることが良いと思います。その際、特許庁全体の人員を考慮し、ライン部門とスタッフ部門の人員の適正配分をすべきだと思います。スタッフ部門は、機械化・合理化を徹底して最小の人員とし、その分審査部門に人員をまわすなどを検討すべきことと思います。その際、スタッフ部門からライン部門に人員を移動するために研修・教育をする必要も生じるものと思います。

また、任期5年（または3年）で、弁理士の実務経験者・民間企業知財部門での権利化経験者を採用することも検討すべきではないでしょうか。

最先端技術の高度化・多様化に対しては、審査支援技術者を採用することで、審査の効率化に対応することが出来ると思います。審査支援技術者は、審査官を技術的に支援する役目を担います。審査支援技術者としては、例えば、大学教授経験者、ポスドク、公的研究機関の研究経験者の中から適切な人材を採用することが考えられます。

また、特許査定率が低いことが審査の効率を阻害していることに対しては、以前実行されたAP80に相当する登録率80%の努力目標を早期に設定し、併せて審査請求済審査未了件に対して、先行技術再調査と権利取得の見直し（再調査・見直し制度）を出願人に要請することで拒絶確定になる出願の減少が図れると考えられます。

「再調査・見直し」によって、審査請求を取下げる件については、審査請求料の返還を認めることを考慮してはいかがでしょうか。

製品実施時期と製品実施期間は、出願される発明によって様々です。その中で改良出願の多くは、出願から早い時期に製品実施されることが多

く、また製品実施期間が2～3年程度と比較的短い事が多くあります。このような特許出願は、実用新案登録出願へ変更すれば、審査件数が減少し特許審査の負荷を軽減することができると思います。

変更出願をし易くするには、特許審査請求料の全額返還や、実用新案登録料および実用新案技術評価書の請求料の減額等の見直しを行う必要があるかと思います。

審査請求後は迅速な審査が原則ですが、現行法の下で審査請求後総て一律に迅速審査をすると、国際競争力強化に必ずしも繋がらない場合が考えられます。例えば、国際標準に関わる出願の場合、権利取得のタイミングを国際標準の動きに合わせる必要がありますが、審査のタイミングが早すぎると国際標準の見極めが出来ないうちに権利を確定せざるを得ない場合が生じます。この点は、分割出願で対処可能ですが、現行法ですと、分割の機会がかなり制限的でありますので、例えば、特許査定後設定登録までの期間内であれば分割できるなど、分割の機会の多様化を検討していただく必要かと思います。

## 8. 知的高等裁判所の創設

専門技術性を有する知的財産権関係の訴訟事件は、今後益々増加する事が予想されます。

中国をはじめとしたアジア諸国の技術力が向上すると、模倣品、海賊品に加えて、サードパーティ品と呼ばれる代替品が多くなり、わが国にも輸出されるようになります。このため特許権による訴訟事件がより一層増加します。

それらに対処するため、技術裁判官の導入を含め、知的財産権関係の訴訟事件について統一的な判断が行える専門的な処理体制を備えた知的財産専門の高等裁判所（日本版 CAFC : Court of Appeals for Federal Circuits 連邦巡回控訴裁判所）を創設する必要があると思います。併せて、大法廷相当の制度導入などによる判決の予見可能性を確保する必要があると思います。

また、創設する知的財産専門高等裁判所は、アジアでの模範となる様なフェアで迅速な裁判を行い、アジアにおける中心的な知的財産裁判所を目指すべきであると思います。

## 9. 水際措置での権利者保護強化

特許権侵害品の輸入に関しては、当事者の主張を基に侵害か否かを迅速に判断する仕組みを導入し水際措置で侵害品を輸入差止めできる制度(日本版 ITC : International Trade Commission 国際貿易委員会)の創設を早期に実現する必要性があると思います。その際に、諸官庁が有する必要な情報を権利者に開示出来るように、関係省庁の迅速な対応をしていただくことが大事かと思います。開示される情報に製造元の情報があれば、製造元の国の特許で法的対処が出来、侵害品の根絶が可能になると考えます。

## 10. 世界特許の早期実現に向けて

国際競争力を維持・強化するためには、現在世界各国で権利を取得する必要がありますが、そのための企業(出願人)の手続き・費用負担、各特許庁の業務負担には、著しいものがあります。出願人と各特許庁のこれらの負担を軽減するために、日欧米の三極間およびその他の先進国との間において、先行技術調査・審査の各結果の相互利用や審査の相互理解のために特許庁間交流が行われていますが、世界特許の早期実現に向けて、その推進をより一層加速する必要があると思います。世界特許の早期実現に向けて、まず特許の相互承認を日欧米の三極間で一日でも早く実現して頂き、その輪を各国に加速度的に広げるべきかと思います。

## 11. 人材育成と教育

実務経験のある社会人が、弁理士・弁護士の資格を取れる様な機会を増やすことも必要と思います。特に、社会人が、昼間仕事をしながら勉強できるように、夜間ロースクール・夜間講座を設置すべきではないでしょうか。夜間講座の設置は是非お願いしたいことです。そのことによって、実務経験のある弁理士・弁護士の数が増加し、より実践に即した対応と行動が出来る人材の確保が可能になります。

新しい技術を次々に生み出すには、個性的で創造性豊かな人材の育成が必要です。一部に飛び級等の制度が導入されていますが、現状のような画一的な教育では、個々の個性や能力を伸長させて創造性豊かな人材の育成には必ずしも適さないのでないかと思います。

進歩の激しい科学技術に関しては、特別な学級の設置、或いは適切な先生によるマンツーマン教育が受けられる一種の「英才教育」が出来るような柔軟な教育制度にすることが必要であると思います。

## 12. 國際標準戰略との一体推進

ネットワーク時代における製品は、國際標準技術の採用が不可欠ですので、國際標準活動で先制することは日本の産業競争力の強化になります。

國際標準活動で先制するには、第一に、國際標準にする技術を創出し、創出された技術とその周辺技術・応用技術を知的財産権で確実に保護出来るようになります。

そのためには、トップランナー大学・公的研究機関とトップランナー企業との連携を推進することであると考えます。トップランナー大学・公的研究機関は、國際標準候補技術を創出し、トップランナー企業は、その周辺技術・応用技術を創出し、それらの技術を知的財産権として確実に確保出来るようになります。

また、第二に國際標準活動の場で世界をリード出来るタフネゴシエーターが必要であると思います。

タフネゴシエーターには、技術に明るいだけでなく語学が駆使でき目的を貫徹する強い意志と高度な交渉力を有する人材を当てる必要ですし、又、そのような人材の育成も必要である、と思います。

第三に、國際標準活動は、バラバラに行うのではなく、官民一体となって国策として活動することも大事なポイントであると思います。

そのためには、ISO・IETは経産省、ITUは総務省と管轄が分かれているのを國際標準統括担当部門として管轄を統括することではないでしょうか。それによって、対応の迅速化・効率化・一貫性の確保が図れるものと考えられます。また、國際標準活動への派遣者もこの國際標準統括担当部門のメンバーとして一本化した形で派遣することが出来るかと思います。

國際標準に採用された技術が国際的に円滑に普及するには、標準化に参加した企業などの当該技術標準に必須の特許がプールされている必要があります。しかしながら、パテントプールには、独禁法の問題が発生しがちです。現在の公正取引委員会の研究報告書だけでは、具体的にどのようなパテントプールが認められるのかが不明ですので、パテントプールのガイドラインが必要であると思います。

また、各国の独禁当局でまちまちな見解が出ないように、独禁当局間での国際協調を図るべく政府筋で各国に働きかけをしていただくことが必要かと思います。

パテントプール制においても、パテントプールに参加しない第三者特許対策が必要です。

採用された国際標準の技術が普及し、その技術を採用した製品が世界中に供給されたころ、問題特許が発見される、或いはその時期を意図的に行っていいる問題特許保有者がいた場合には、大きな問題になります。

このような問題を避けるために、国際標準機関は、標準規格として採用する予定の技術をある一定の期間世界中に公示して、その技術に関するパテントを所有する企業や個人に国際標準機関に届けさせる義務を負わせ、届出のあった場合は、妥当・非差別のライセンスオファーの義務を負わせ、届出を怠った場合は、默示的無償のノンアサーションの義務を負わせることを検討する様、国際標準機関に働き掛けることが必要であると思います。また、W I P O 等の国際機関を通じて各国に働き掛けて、標準と知的財産権の国際ルールを整備していくことが必要だと思います。

以上

(森下本部員意見書)

## 知的財産推進計画

## a) 大学における知的創造サイクルの活性化

大学における知的創造サイクルの活性化は、新規産業創出における重要なポイントであることは広く認識されている。更に、大学発ベンチャー1000 社創出においては、大学の役割の増大が増加している。来年度より、国立大学の独立行政法人化や特許の個人帰属から機関帰属への変更、知財本部の選定など多くの改革が推進される予定になっているが、大学の側での混乱が見受けられるなど、準備状況がおぼつかない。今後、大学現場での知的財産創造のために、下記の政策が望ましい。

## 1) 大学に対する知財ポリシー制定とその徹底

大学の現場においては、何故日本版バイ・ドール法が制定されたか、知財本部の選定が進んでいるか、機関特許への移行が行われるか、などの知財をめぐる改革に対して理解が十分でなく、ややもすると予算獲得の材料になっている。そのため、TL0 などの特許移転の現場では、実際に知財が活用されるかよりも、有名企業や海外企業への移転を好むケースが見受けられ、本来の知的創造サイクルの創出につながらなくなっている。そこで、なぜ、知的創造サイクルの創出が必要か？大学における知財本部の選定の意味などをポリシーの形で公表し、米国 NIH の例のようにベンチャー育成・社会還元を明記するべきである。移転先として、国内企業、ベンチャー優先を明らかにし、知的創造サイクルの創出と新規事業創出へのルール作りを行う。

## 2) スーパー産官学連携本部の選定

米国での TL0 での戦略で明らかなように、技術移転にはマーケティング能力が重要である。現在選定中の知財本部及び TL0 に対する補助制度では予算が限定されており、国際特許の積極的な取得やマーケティングの能力向上には不十分である。また、国内では技術移転の成功例がなく、早急な成功事例の構築が望まれる。一方で、文部科学省で知的クラスター、経済産業省で産業クラスターの事業、官及び民でのインキュベーション・センターが進んでおり、これら既存事業との知財本部の連携も望まれる。そこで、知財本部より全国で 5 抱点程度選定し、より予算を重点配分（年間 5 億 X5 年）したスーパー産官学連携本部を発足させる。スーパー産官学連携本部の選定では、1) 知的・産業クラスターとの連携、2) 官（地方公共団体）との連携、3) 既存 TL0 との連携、4) インキュベーション・センターとの連携、などを中心として、外部人材による事業（本部長もしくは副本部長は、民間人材の活用）を更に推進する体制

を重視する。ベンチャーの育成では、死の谷（デス・バレー）を乗り越えるための施策が必要とされているが、スーパー産官学連携本部では、1)国際特許取得支援事業、2)経営人材の紹介、3)TL0やインキュベーション・センターと連携した技術移転事業、4)グローバルな研究の一層の推進事業、などに取り組み、ステレオタイプでない各拠点独自の成功事例の構築を目指す。

### b)バイオベンチャー育成

知的財産の事業に占める割合は、バイオ産業で最も大きく、国際的に通用する特許取得が重要である。また、大学からの知財による産業化形成への貢献も大きく、欧米でのバイオ産業の隆盛は、大学からのスピノフベンチャーが担っており、その重要性はバイオテクノロジー戦略会議においても指摘されているところである。現状では、国内のバイオベンチャーは米国 1400 社、ヨーロッパ 2000 社に比べて、500 社弱と見劣りしているだけではなく、大きな事業規模の期待できる創薬ベンチャーが数社に過ぎないなど、国際的に劣っている。今後、知財を中心としたバイオ産業育成がわが国の経済活性化にかきわめて重要であるので、下記の政策が期待するものである。

#### 1) 特許審査からのバイオベンチャー支援策

バイオベンチャーにおいては、知財（特許）の存在がきわめて重要であり、特許の早期取得が不可欠である。欧米に比べ、わが国のバイオ関連特許の審査の状況は、審査官の数が少なく、専門性も低いなど、十分な審査環境が整っていない。そこで、ライフサイエンス関連特許の審査期間を 1/2 にするために、1) ライフサイエンスの審査官を 3 倍 (MD, PhD の積極的採用)、2) ライフサイエンス専門弁理士を 3 倍、3) ライフサイエンス関連特許を 3 倍 (グラント配分)などの施策が有効であろう。また、紛争処理を迅速にするために、ライフサイエンスなどの先端技術に特化した紛争処理機関を設けることも必要である（ライフサイエンス、ナノテクなどの研究機関の集積した大阪に設けるのも一案である）。

先端医療の特許に関しては、総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会、知的財産戦略会議、バイオテクノロジー戦略会議などでの提言をうけ、産構審医療行為WGにおいて、「皮膚等の培養方法のように、医療現場を離れて、企業において行われるようになりつつある生物由来製品の製造方法( 培養部分 )」について、新たに特許化なされることとなった。科学技術会議より指摘されているように皮膚等の細胞培養方法」についてのみ特許化されることとなり、その結果については一步前進である。しかし、培養された皮膚細胞を患者に戻す技術やその他の先

端医療技術については、現行の運用が継続されることとなり、既存の医療技術では治療がなしえず待ち続けている患者やもっと負担の少ない方法で治療ができる患者が多く存在するにもかかわらず、先端医療技術が普及しないために、十分な恩恵が受けられない。具体的な事例で言えば、患者さんに対する痛みを軽減するために針なし注射器の開発が進められている。欧米では、この概念での特許が認められるためにインセンティブが働き、ヘリウムガスによる注射器などの開発が進み、患者さんに対する恩恵が生まれているとともに、多くのベンチャー企業が生まれている。現在の日本のように、広範囲な特許ではなく、器材やノズルなどの限定された特許権しか認められなければ、すぐに多くの企業の参入が可能となり、針なし注射器そのものの開発が進まなかつたことが予想される。一方で、医療現場での特許権行使は除外されるため、医療現場と患者さんには不利益は生じない。価格に関しても、その普及に伴い低下することは容易に予想されるし、高額では事業そのものが成り立たず、市場原理で調整される。同様のケースは、医療事故を大幅に減少させることができることが予想されているMRIを利用したナビゲーション・カテーテルシステムでも言える。このシステムは、カテーテル操作の熟練者を要求せず、研修医でも熟練者と同等のカテーテル操作を実現するが、これも単に機械の特許だけ出なく、治療法に対する特許が認められるため、開発のインセンティブが働いたケースである。また、血管再生治療は、現在日本の死亡原因の30%を占める動脈硬化を、外科的手術が必要だったものから注射による通院などで治療でき、患者の身体的負担・金銭的負担を軽減することのできる治療技術である。しかしながら特許出願件数は4/5が海外向け出願となり、その実施も海外向けとなることが危惧されている。我が国で発明された先端医療技術は本来わが国の患者が最も恩恵を受けるべきであり、より幅広く我が国の医療現場に普及するためにも医療技術の特許化が必要である。懸念されている医療行為への影響に関しては、欧米同様特許権が医療行為としての実施に及ばないようとすることで問題解決は可能であり、特許の専門家でない一般の研究者が特許化の範囲を理解しやすくすることが重要である。

## 2 ) 人材からのバイオベンチャー支援策

バイオベンチャー育成には経営面と技術面の双方を理解する人材(ダブルメジャー)が必須である。既に、将来の人材育成のために、MOT教育の充実が図られているが、法科大学院でも重点4分野を必須にするなどの施策が必要であろう。

## 3 ) 研究開発型ベンチャー支援策

知財を中心とした新規産業創造のためには、研究開発型ベンチャーの育成が不可欠である。そのために、ベンチャー・トップ30のようなグローバルベンチャー育成のための施策を要望したい。ベンチャー・トップ30では、1)国際

特許費用補助（欧米での特許取得は高額であるため）、2) 研究開発補助、3) 人材ネットワークの紹介と補助（経営人材のプール制）、4) 研究施設の紹介（国内・国外）などの支援策を図り、成功例を構築する。更に、創薬ベンチャーの育成は国際競争力の上で重要であるが、現行制度では臨床治験のデータが保護されておらず、多額の研究費の回収が計れない可能性が高く、創業へのモチベーションが低い。そこで、臨床治験データの10年間の保護を法的に手当てる。

#### 4) 国際特許取得に係る補助金の交付等による特許取得の促進

特許の出願に際しては、我が国発の特許が国際的にも保護されることが必要であり、その手段として国際特許の出願が行われる。しかしながら、国際特許の出願には、出願に至るまでに翻訳費用や弁理士費用など追加的な費用の負担が必要となっており、特に資金的に脆弱なベンチャー企業においては、積極的な国際特許出願には至らない。したがって、これらベンチャー企業に対しては、一定の基準の元、国際特許出願の際に必要となる費用に対し補助金による政府のサポートが行われることを望む。また、独立行政法人などから出される研究開発補助金などに対しても同補助金の中で国際特許取得費を認めてもらえるよう要望する。